

厚生文教委員会会議録

平成19年12月13日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 19:02

○ 委員長

ただいまから、委員会を開会いたします。「議案第113号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

補正予算書の105ページをお願いいたします。議案第113号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ821万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億5,782万9千円と定めるものでございます。114ページをお願いします。今回の補正は、本年度前期の実績をもとに、後期見込み額との決算額を試算し、歳入歳出において増減をいたしております。

まず、歳出予算について説明をいたします。1款総務費、においては、人事異動による人件費の減を計上、その他の各節において、所要額の精査を行い、それぞれ増減し計上いたしております。2款保険給付費、においても、前期(7月・9月)の実績と後期の見込み額を精査しそれぞれ計上をいたしております。3項出産育児諸費、4項葬祭諸費においては、それぞれ対象者の増加が見込まれております。3款老人保健拠出金、4款介護納付金、6款保健事業費におきましてもそれぞれ決算見込みにより減額の補正でございます。次のページをお願いします。7款諸支出金では、国庫負担金等の返還金額が確定しましたので補正をいたしております。

次に歳入でございます。109ページをお願いします。1款国民健康保険税では、それぞれ賦課実績による増減を行っておりますが、その主な要因は、算出年税額、軽減額の増、限度超過額の増による減額となっております。次のページをお願いします。3款国庫支出金は、においては保険給付費等の歳出額の変更に併せて調整し増減を行っております。次のページをお願いします。8款繰入金、9款繰越金、10款諸収入においても決算見込みを推計して、それぞれ補正をいたしております。以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

数字上の説明をお願いします。109ページの節が1、2で△の大きい数字が均等割、平等割、年金影響額と大きな数が出ていますので、これがどういうことでこういう数字になったのかについて説明をお願いします。

○ 健康増進課長

当初予算については先ず18年度の賦課データを基礎に当初予算を組んでいます。今回の補正につきましては19年度の賦課実績を基に決算見込みを出しているものです。均等割につきましては5485万4千円の減額ですが、被保険者数の減が主な要因です、それと被保険者の軽減額の増、軽減者の増といったものが要因かと思われま。平等割りににつきましてはこの保険税の軽減世帯が増えますことによりまして減額といったこと。それから年金につきましては、年金の算出データと申しますのが当初賦課におきましては18年度の所得データで課税所得とは別枠で算出をいたしていました。当初予算の予算額にもこの年金影響額として4826万2千円同額が出ていますと思います。今回、決算見込みを出すときに、ここの税すべてですが、その所得額の方に年金影響額もトータルで見えてまいっておりますので、その部分が入ってきますと見込み増になりますので、今年年金影響額については予算の説明欄から外したという形にな

っています。基本的にはトータルの節1、1億2130万2千円がいま言ったような要因で減額、以下介護分についても同じですが、そういうふうに積算上は個別に分けていますが、この説明の標記上均等割額としてはこれだけの減、所得割り額としてはこれだけ増と言ったことで。相対的に被保険者は減少しています、所得は増える人、減ってる人、中間が無く上のほう下のほうに偏ったような傾向が見られるといったところが今回の補正で見えてくるところです。

○ 楡井委員

続きまして110ページの1項1節、3630万の減額修正になっています。この理由について説明願います。

○ 健康増進課長

ここにつきましても歳出のとの関連です。いわゆる老人拋出金、対象者が老人保健の部分、年々少なくなっています。それから介護納付金、法改正によりまして介護納付金等の納付が減ってきている、それに伴いまして減額といったようなことでございます。

○ 楡井委員

次が、112ページですね、繰越金のところで8634万というのが繰越になることになっていますが、これは結局18年度の黒字分というふうにみていいんでしょうか。

○ 健康増進課長

黒字分には間違いございませんが、実質収支で単年度の過年度分、返還分、繰入分等のプラスマイナスございますので実質的な単年度収支については決算でも示していました4億8556万円の赤字という事でございます。

○ 楡井委員

出産一時金が増額になっています。この出産育児一時金、これは増額になっていますから赤ちゃんの生まれる数が増えるという見込みでの増額でしょう。これでトータルすると何人分になるんですかね。

○ 健康増進課長

84人分の増額を見込んでいます。

○ 楡井委員

84人分の増額で、年間にすると何人分ということですかね。

○ 健康増進課長

244件を見込んでおります。

○ 楡井委員

これは最近の傾向としては、年々赤ちゃんが増えているのかどうかと言うのは分かりますか。

○ 健康増進課長

数字だけ見れば増えてることになりますが、これは国保の被保険者ということですので、あとは社会保険とかありますので出生数ということになると別の見方になると思います。

○ 楡井委員

国保の関係だけ見たらどうですか。

○ 健康増進課長

増えているということになります。

○ 楡井委員

市長、是非今の御答弁はよく憶えておいていただきたいと思います。それから116ページですが老人保健拋出金、これが1億4854万4千円ですかね、減っています。この理由は为什么呢。

○ 健康増進課長

先ほど歳入のほうでも申しましたけど、老人保健の年齢の経過措置といったことで人数等が減っています。対象者数の減といったようなことでございます。

○ 楡井委員

それから119ページに職員の手当ての内訳と言うのがありまして、残業代が当初予算に比べて38%増えることになるわけです。この理由はなんですか。

○ 健康増進課長

事務量の増といったことになれば一言で終わるんですが、具体的にはヘルスアップ事業と今年度力を入れているものに関する事務量が増えてきた、また制度改革によります前段での事務作業、こういったものが要因かと思われま。

○ 楡井委員

今の残業代に関連することになるとは思います、これだけで推し量るわけにはいかないと思いますが、合併の時の事務量の問題、合併に絡んでの健康保険関係の事務量の問題、さらには値上げと言いますか税率改定に関わる仕事量の増ということで、これはどこの課も変わらない状況でしょうけど、相当に職員の方々の労働量が増えてるんじゃないかと言うような心配もされますので、その辺は体調その他十分に気をつけてですね、がんばっていただければというふうに思います。

それからあと二つですけど、一つは去年の税率改定、今年度から実施されましたけど、滞納者、滞納額の増減の傾向というのは分かりますか。それと同時に保険証、資格証の発行状況、差し押さえ件数の状況、そういうのが分かれば、数字は分からないかもしれませんが傾向でも分かればお願いします。

○ 健康増進課長

収納状況の細かな部分につきましては納税課の方で把握しないと分からないわけですけど、傾向としまして今年末ですので臨戸訪問等によりまして滞納者の納税勧奨に具体的に納税課の方も、また私どものほうも一体となってやっておるところでございます。そういった中で差し押さえをする、ちょっとこの場では分かりかねますので答弁はあれですが、基本的には昨年度の同時期と同じくらいのパーセンテージで推移しているという風には確認いたしております。また、それ以上のものに向かって収納率を上げて行きたいと思っています。それと資格証の関係ですが、切り替え時点では今年度の10月末でございます、855件の資格証を発行いたしておりますが、随時納税勧奨、届出によりまして短期保険証への切り替えというのが出てまいります。去年の10月末現在では656世帯と言う形ですので、切り替え時点ではどうしても大きくなりますけども、随時700件前後で推移していくのかなという見方はしています。

○ 田中廣文委員

歳入の方の113ページの10款ですかね、5目の短期人間ドック負担金これは歳入となっておりますがどういう関係のものですか。

○ 健康増進課長

これは国保の被保険者に対する保健事業として人間ドックを実施しています。その部分が実績としまして、この負担金は個人からの負担金です。歳出の方でも委託料の減といった実績によります収支の調整、予算額の調整をしています。国保の被保険者に係るものです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します、討論はありませんか。

○ 楡井委員

この補正予算に一応反対の立場で意見を述べさせていただきます。ひとつは保険者数の減少だとか保険軽減者の増等による5485万4千円の均等割減額、それから保険税軽減世帯の増による平等割2545万8千円、こういう現象があります。これは市民の世帯の収入が経済状態によって落ち込んでいるひとつの反映ではないかというふうに思います。それにも関わらず

税率アップという形で今年度の予算が執行されていっていますので、それについては認めることにいかないということがひとつ。それから区分2の所得割の325万3千円の減額の関係でいえば、限度額が増えたものの調整ということでの減額のようなのですが、これについてはやはり税率改正によって限度額が引きあがったというようなこととの関係もあるんじゃないかというふうに思いますし、御答弁では収入の少なくなっていった人と所得の増える人の2極化というような説明もございましたが、これについても果たしてそうかなという疑問に思うところがあります。更に滞納者の増減だとか、資格証の発行の問題とかですね、差し押さえの変動と言うような点についても直接の課ではないから正確な数字は分からないと思いますけど、これについてもやはり滞納の増加、資格証の発行、差し押さえの件数、これも前年に続いて増加の傾向にあるんじゃないかということも考えられます。そういうことを含めて、年度末に向かって押し下げていただきたいという希望も込めて、反対の表明とさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第113号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

補正予算書の121ページをお願いいたします。議案第114号平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をいたします。第1条において、歳入歳出にそれぞれ6億4,827万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億9,577万円と定めるものでございます。今回の補正は、19年度の決算見込額を試算いたしまして、歳出では医療給付費を見込むとともに、諸支出金で過年度清算分を計上いたしております。歳入においても、支払基金交付金、国・県支出金、一般会計繰入金等を調整いたしております。まず、歳出について説明をいたします。126ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費においては、人事異動に伴う人件費等で減額をいたしております。2款、1項医療諸費においては、一人当たり医療費の増が見込まれるため、6億1,663万円を増額いたしております。5款、1項償還金では、18年度清算による返還金を4,173万8千円計上いたしております。

次に歳入でございまして、124ページをお願いします。1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、4款繰入金、それぞれにおいて、医療給付費の増に伴い、増額計上いたしております。5款繰越金、6款諸収入では、決算見込みにより計上いたしております。

以上で、老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第114号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、「議案第 1 1 5 号 平成 19 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

補正予算書の 131 ページをお願いします。議案第 1 1 5 号 平成 19 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算 第 1 号の補足説明をいたします。第 1 条で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ 2 億 1, 1 4 7 万 2 千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 4 億 5, 7 3 1 万 6 千円に、同条第 3 項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ 1, 9 4 0 万 3 千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 6 3 4 万 6 千円にしようとするものです。今回の補正は、全費目について見直しを行い、決算見込みをたてた中で補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、保険事業勘定から事項別明細により主なものについて説明いたします。補正予算書の 141 ページをお願いします。2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 2, 107 万 2 千円の追加から、143 ページの 2 款 5 項その他諸費 1 目審査支払手数料 179 万 5 千円の減額まで、各目の増減は今年度前半の 3 月から 7 月までの実績に応じて、9 月以降の給付費見込みを保険給付全般にわたり見直し、各目の補正を行います。保険給付費総額を 2 億 7, 474 万 8 千円減額し、93 億 5, 286 万 8 千円にしようとするものです。次に 1 4 4 ページの 4 款地域支援事業費、2 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費 368 万円の減額及び 1 4 5 ページの 4 款、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目任意事業費 1, 328 万 3 千円の減額は、利用者区分の確定及び利用者人数の見直しなどに伴う補正であります。5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 2 億 5, 538 万 1 千円の追加補正は、18 年度決算による繰越の一部及び 19 年度余剰金見込額を追加し、次年度以降の保険給付の財源として基金に積み立てるものです。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金の 2 億 2, 523 万 4 千円は、国・県・社会保険診療報酬支払基金の介護給付費及び地域支援事業交付金等の前年度額確定に伴う超過受け入れ分を返還するものです。次に歳入を説明いたします。136 ページをお願いします。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1676 万 9 千円の追加は調定額見込みの見直しによるものです。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、総務手数料 6 万円の追加は、地域密着型サービス事業所指定等申請手数料を新たに計上しております。3 款国庫支出金から 138 ページの 6 款繰入金の補正は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に対応して、それぞれ負担割合などで増減補正をしております。7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 4 億 1569 万 8 千円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。引き続き、151 から 154 ページの介護サービス事業勘定につきましては、歳入の事業収入の見直しなどにより、あわせて事務費・物件費の補正をしております。

以上簡単でありますけれども補足説明を終わります。

○ 楡井委員

1 3 8 ページの一番下のところに前年度繰越金 4 億 1 5 6 9 万 8 千円とあります。これは収支の、黒字と言うふうにもいいんですかね。

○ 介護保険課長

1 8 年度介護保険特別会計の決算に伴います、1 9 年度の繰越金でございましてその内訳といたしまして国・県支払基金からの超過交付分で、返還に充てる分が 2 億 2 5 2 3 万 4 千円、それから保険財政上の剰余金で今回積立のほうに追加している分が 1 億 8 4 9 0 万 4 千円、その他保険料の還付金とか事務費等の繰越金がいくらかございまして、保険財政上の黒字と申しますのは今積立をしています 1 億 8 4 9 0 万 4 千円ということになっています。

○ 楡井委員

1 億 8 9 0 0 万円ほどがこの飯塚市の介護保険会計の黒字ということで了解いたします。そ

れであれば今後21年には見直しということになると思うんですが、この際に是非勘案していただいて市民負担を軽減するようにがんばっていただければというふうに思います。

それから141ページから143ページにかけて保険給付費がそれぞれ4項目ありまして、減額補正がずっと出ています、市民へのサービスが減額と言うことでは実際どうなのかなというふうに考えますので減額の理由について述べていただければと思います。

○ 介護保険課長

141ページの保険給付費につきましては、1目の介護サービス等諸費につきましては要介護1から5までの方の介護サービスに要する費用でございまして、この分につきましては減額の額としましては補正前の額は79億7500万円で、減額は4900万円となっておりますが、これはサービスの内容の組み換えとすることとございまして。保険給付費の2項の介護予防サービス等諸費につきましては予算の総額は10億6600万円を2億円減額していますが、これは要支援1、2の方の認定者の数が見込みを下回っておりまして給付費の額が減額しています。主な減額理由はそういったところです。

○ 楡井委員

①の介護サービス等諸費1度から5度までの人たち、内容の組み換えという文言なんですけど、この内容の組み換えによってサービスが低下していると言うようなことはありませんか。

○ 介護保険課長

認定を受けた方がどのようなサービスを利用するかと言うのは前年度の実績に基づきまして19年度の予算を立てていますが、19年前半の利用実績、施設サービスの利用者が何人であるとか、あるいは居宅介護サービス、デイサービスそういったものの実績はご本人の利用の意向によって変わりますので、その実績を基に変更いたしているものです。

○ 楡井委員

あくまでも本人、利用者の意向によるものと理解していいですね。数字上の問題ではないんですが、今朝の新聞に介護度4・5の方たちが障害認定を受けていなければ、申請すればこの障がい者控除が受けられると言うようなことは以前から言われていまして、今日の新聞はそういう制度がありますよということを該当者の方たちに文書で通知したという記事だったんですよ。それで本市の場合、そういう人たちで障がい者控除を受けられる条件のある人、該当者というような人たちがどれくらいなのかということが分かればお願いしたいと思いますし、さらにはそういう対象者の方たちが何人くらいこの制度を利用しているかというようなことは税務課の方じゃないと分からないんですかね。もし分かれば答弁していただきたいと思いますし、分からなければ後日資料としていただければと思います。それで是非そういう人たちがいればそういう制度がありますよという通知をやっていただければと思うんですよ、よろしく願いします。

○ 介護保険課長

今ご質問の障がい者で要介護度4・5で障がい者特別控除の対象となる方というのは把握いたしておりませんが、要介護認定がありまして、4・5の方につきましては障がい者特別控除があるという旨の広報等は今年から実施いたしてはおります。

障がいのほうの方の人数は把握いたしていませんが、介護保険課としては要介護認定を受けた4・5の方についてのみ把握は出来ていますので、その方が更新若しくは認定の際にそういう制度がある旨のお知らせはいたしています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結します。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 平成19年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第118号 平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。予算書の175ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計補正予算につきましては、「特別養護老人ホーム桜の園」の予算であり、第1条において歳入・歳出それぞれ53,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ196,587千円とするものです。内容につきましては、事項別明細書の歳出から説明させていただきます。178ページをお願いいたします。

第2款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金は、歳入から委託料や介護サービス施設整備事業債、過疎対策事業債の償還金等の歳出を除いた金額を、運営基金として積み立てるものです。積立金につきましては、当初予算で積立金22,502千円を計上いたしておりましたが、前年度積立金増額分50,312千円及び収入増額見込み2,924千円を加え、75,738千円にしようとするものです。

次に、歳入について説明させていただきます。同じく178ページをお願いいたします。

第1款 サービス収入、第1項 介護給付費収入、第1目 介護給付費収入は、介護保険の自己負担分を除く介護保険収入でございます。介護保険収入につきましては、当初予算で95,434千円を計上いたしておりましたが、「第1節 介護福祉施設介護給付費収入」において、入所者の所得に応じた食費・居住費の減額措置に対する国庫補助金15,307千円及び加算の増収見込み3,240千円など18,968千円を増額し、114,402千円にしようとするものです。

第1項 自己負担金収入、第1目 自己負担金収入は、介護保険の自己負担収入でございます。自己負担金収入につきましては、当初予算で47,916千円を計上いたしておりましたが、「第1節 介護福祉施設介護自己負担金」において、入所者の所得に応じた食費・居住費の減額措置による自己負担金減額措置分15,307千円などにより16,044千円を減額し、31,872千円にしようとするものです。

第2款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金につきましては、当初予算で1千円を計上いたしておりましたが、18年度繰越金50,312千円を増額し、50,313千円にしようとするものです。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

繰越金176ページですね、53,236千円ということですかね50,312千円ですかね、これを運営基金積立金ということに繰り入れて、積立金にしようということに予算化されてるんですけど、この主には前年度もそうだったと思いますけど剰余金と言いますか、いうなら黒字分を積み立てて行ってるということで、今後の施設の改善費等に使う予定だというような説明だったと思うんですが、この基金に積み立てると言うのはそういう意味からまだ変わっていませんか。それと同時にこの積立金にはそれ以外になにか使う方法というのは考えておられるんですか。

○ 高齢者支援課長

積立金につきましては、将来に向けた施設整備費に充てたいと前回の委員会でお答えしていましたが、主旨については変わっていません。

○ 楡井委員

この積立金にはそういう条例と言うか取り決めというか、きちんとしたものがあるんですか。

○ 高齢者支援課長

前回の議会で条例を制定させていただいています。

○ 楡井委員

今回の補正予算では自己負担金が1,600万円減額ということになっています。いま説明がありましたように利用者の所得に応じて減額したんだという説明でしたが、それにしても残りが、残りと言いますか、予定が3,100万円くらい個人の負担分ということになります。利用者が30人のはずですから利用者にとってみれば年間100万円くらいの支出になる、非常に重たいものじゃないかと思うんです。所得の低い方でありまして。そういう状況の中で1,600万円もの補正予算を組まなければならなかった理由と言うのは何ですかね、もともと予測されたものじゃなかったんでしょうか、当初予算で。

○ 高齢者支援課長

利用者の個人負担につきましては、入所者の所得に応じてそれぞれの減額措置がございます。当初予算におきまして、まだ入れ替え等、入所者がかわるということも想定できましたもので、すし17年に始めたばかりで先が見えないということもございまして、現在の補正予算とさせていただきます。

○ 楡井委員

予測がつかなかったということですが17年からはじまって18年も30床満床になってたと思うんですよね、そういう意味ではそういう人たちが次々に入れ替わるというような利用者じゃなかったんじゃないかと思うんですよね。そういう意味では予算の組み方がやはり大雑把過ぎたんじゃないかという感じもするんですが、そうではありませんか。

○ 高齢者支援課長

確かにある程度見込んで組むべきだったろうと思っています。20年度の当初予算については見込んで計上したいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今、お聞きした内容で1,600万円の補正ですね、これはやはり個人負担が減額されているという内容なんです、ご答弁のあったように見込みが大きく違っていたというふうなことであります。十分に今後注意していただかなければならない、予算がどこを信用していいかわからないというようなことにもなりかねません。しかしいずれにしても個人負担としての収入が3,100万円あまりということになれば30人の人達にとって見ればかなり大きな負担になるというのは間違いありません。収入が低い利用者になれば家族にとっても重い負担となるのは明らかです。この運営基金、条例が決まっていますから大変ですが、この運営基金等をそのような利用者に還元するような方向を、検討していただければなというふうに希望も添えて反対討論とします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 45

再開 10 : 55

委員会を再開いたします。

次に、「議案第124号 平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

議案第124号 平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明いたします。予算書の215ページをお願いいたします。

第1条において予算額の歳入・歳出それぞれに1,420万5千円を追加し、総額を10億9,420万2千円とするものでございます。

内容の主なものについてまず歳出より説明させていただきます。219ページをお願いいたします。1款、1項、学校給食費、1目、一般管理費の2節から4節までの人件費、7節 賃金、11節 需用費、13節 委託料など今後の執行見込みならびに執行残により増減をいたしております。また、19節の負担金補助及び交付金の増額につきましては、退職手当組合負担金の追加計上をしております。2目、給食事業費の13節 委託料は執行残により減額をいたしております。220ページの備品購入費につきましては、颯田小学校にあります牛乳保冷庫が壊れて修理不能であり、そのための備品購入費であります。同じく3目の学校給食賄材料費は人員の減による減額ならびに前年度繰越金の給食費の剰余金を賄材料費に充てるため増額計上をいたしております。

次に歳入につきまして説明させていただきます。戻っていただきまして218ページをお願いいたします。1款、給食事業収入、1項、給食事業収入、1目、学校給食費、3節、幼稚園給食費の29万7千円の減額は園児数の当初見込みより12人の人員減と滞納繰越分を計上したものであります。3款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、事務費等の増減に伴うものであります。主なものとしましては、退職手当組合負担金の増であります。4款、1項、1目繰越金につきましては、平成18年度繰越額確定により819万5千円を計上いたしております。また、5款諸収入、1項雑入、1目雑入の14万9千円につきましては、歳出の賃金の減額に伴う社会保険料の被保険者負担金の減額であります。以上簡単ですが、平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 江口委員

夏だったかと思いますが、給食に関する答申が出ていたと思います。今回の補正予算にはその分に関する調査費等々は全く含まれないという理解でよろしいですか。

○ 学校給食課長

今回の分には含まれておりません。

○ 江口委員

答申が出ています。その答申、私としては自校式という部分を進めていただきたいという部分ですね、特にお父さんお母さん保護者の方々にとってみて、また子どもにとってみても非常に有意義な部分が出ていていると思っています。ただし日数の平準化とかも出ていますね、ひとつだけをつまみ食いすることなくすべてについてきちんと検討してやっていただきたいということを要望して終わります。

○ 楡井委員

221ページに職員手当の内訳というのがありまして、時間外手当ですね、これが74万4千

円の増額になっています。ほかの会計の中では時間外手当というのはほとんど減額修正なんです。ところがこの学校給食だけは50%も増えてる状況があります。この原因はなんだろうかと考えてみたのですが、給食業務の多さ煩雑さということで残業しなければ仕事が片付かないというような内容になってるものなんだろうかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○ 学校給食課長

時間外の増ですが、本年1月より滞納関係を推進してまいっています。それで基本的に夜間徴収等を推進していくということでやっていますので、それに伴う増と、大半はそういうこととでございます。

○ 楡井委員

いずれにしても業務の増加というようなことになってきてるわけですね。業務の増加の関係で見たら、先ほど答申の話が出ましたが、現在回数がそれぞれバラバラになってるんじゃないかと思うんですね。筑穂町の保護者の有志の方から191回を維持してもらいたいという要望書が市長宛にも出されていると思います。これについて今後どうしていこうかというような考えがありますか。

○ 教育部長

確かに要望書が出ています。いわれますように各自自治体、合併前の自治体、給食回数がバラバラでした。それを答申で185回ということが望ましいということで出ていますので、飯塚市は180回でしたが185回というふうに移行すると、それから今言われます筑穂町これにつきましてはPTA保護者の方から学校に説明に上がりまして185回というところで合わせたいという相談を今現在行っています。その回答として今いただいているのは来年度につきましては188回、21年度から185回ということを一応いただいたんですが、まだ調整がついていないようですのでその分については今から調整すべき点があるというふうに考えています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第124号 平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第125号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。予算書の225ページをお願いいたします。

養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算につきましては、「養護老人ホーム愛生苑」の予算であり、第1条において歳入歳出予算の総額からそれぞれ1925万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5977万5千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書の歳出の方から主な項目のみご説明させていただきます。229ページをお願いいたします。

第1款 養護老人ホーム費、第1項 愛生苑費、第1目 管理運営費の減額補正1925万9千円のうち、第2節 給料、第3節 職員手当等、第4節 共済費の減額、第7節 賃金の増額につきましては、愛生苑管理運営に携わる職員の人件費につきまして、当初予算では正規職員につきまして13人の人件費を計上しておりましたが、正規職員2人を減員とし臨時職員を増員したことによるものです。第11節 需用費の減額につきましては、穎田志ら川荘の廃止な

どから入所者数の見込みが当初予算の105人から90人と減少したことから、賄材料費を6,182千円減額するものです。第13節 委託料2,391千円の減につきましては、入札残でございます。歳出を終わりました、歳入のご説明をいたします。228ページをお願いいたします。歳入の主な項目のみ説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目老人福祉施設措置費負担金の減額補正1917万円4千円は、当初予算における入所者見込105人のうち、飯塚市外からの入所者見込み52人から43人に減少したことによるものです。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の減額補正614万3千円は、当初予算における入所者見込105人のうち、飯塚市内からの入所者見込み53人から47人に減少したことによる1299万8千円の減額、また、愛生苑運営費の超過負担分を補填する、一般会計財政支援分を685万5千円増額するものでございます。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、の増額補正594万7千円は、前年度養護老人ホーム運営事業特別会計の翌年度繰越金でございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

229ページの11節の賄材料費618万2千円これの減額はということなのかという内容を説明していただきたいと思えます。

○ 高齢者支援課長

当初予算におきましては白川荘の廃止等がございました関係から105人の入所者を見込んでいましたが90人に減数させていただくということから賄材料費につきましてもそれに伴い減額させていただくことになります。

○ 楡井委員

それでは入所者見込みの変動ということになるんでしょうかね、入った人が退所したというようなことではないんですね。

○ 高齢者支援課長

退所したわけではございません。当初、予算編成時におきまして85人ほどの愛生苑の入所者がございます、白川荘に31、2人の入所者がございます。合計いたしまして110名弱おられましたものですから、そのうち105名を愛生苑で入所していただくという見積もりで、105と言うことで想定していましたが、このようになっているということです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第125号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長

議案第129号 平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計補正予算(第1号)について補足説明致します。別冊になっております飯塚市病院事業会計補正予算(飯塚市立頼田病院)をお願い致します。今回の補正予算は、決算見込みの調整を行うとともに、来年4月の民間委譲に

向けての準備を行っております。1ページをお願い致します。第2条の業務予定量は、年間入院患者数24,500人を19,370人に、年間外来患者数は50,000人を33,450人に減数補正を行っております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益910,975千円を198,527千円追加し、1,109,502千円を予定額としておりますが、内容としましては、第1項 医業収益を221,474千円の減額補正を行うとともに、第2項 医業外収益で、420,000千円を病院事業廃止に伴う、打ち切り決算の資金不足対応分としまして、一般会計から他会計補助金として繰り入れるものでございます。2ページをお願い致します。支出の第1款病院事業費用は、910,691千円を61,638千円の減額補正を行い、849,053千円を予定額としておりますが、第1項医業費用62,559千円の減額が主なものでございます。第5条の他会計補助金は、一般会計から420,000千円を繰り入れるため、520,677千円に改めております。第8条では、重要な資産の処分として、来年4月の民間委譲に備え、建物及び構築物、器具・備品等を譲与するようにしております。10ページをお願い致します。10ページから12ページまでは補正予算の明細書となっております。続きまして、別に配布しております補正予算資料をお願い致します。1ページをお願い致します。収益的収支の補正予算総括表でございます。右端の損益内訳表において、当年度決算では、260,449千円の純利益を、また、その下の剰余金計算表においては、当年度未処理欠損金として163,957,881円を見込んでおります。以下、2ページから5ページまでは、年度別の比較表を付けておりますが、平成19年度は、決算見込みの数値となっております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

まず予算書の1ページに関してですけど、入院患者数を5100人減員それから外来患者1万6550人を減らすという数字になっています。当初予算に比べると入院患者21%、外来患者は33%というような大幅な補正になっています。6月に本年度予算を決定したばかりですから、半年たたない状況の現在ですけれども、約半年ですね。これだけ多くの補正をしなければならない、さらに3月議会ではもっと大きな減補正になるのかなというような予測もしなきゃならない状況です。いずれにいたしましても今回の補正の、入院で21%、外来で33%、こういうような大きな補正をしなければならんと。いま当初予算がもともと成り立たないんじゃないかということも指摘もしておりました。その指摘がこの補正予算書で証明されたようなものですけれども、このことについてまずどういう認識でこういう補正を提案したのか説明をお願いしたいと思います。

○ 病院局事務長

当初予算の編成でございますけれども、病院の近年の厳しい状況、それとともに病院事業が公営企業として独立採算企業としてということをお合わせてご説明をさせていただきます。ご理解を得ているというふうに考えております。私共はこの当初予算の達成に向けまして努力をしております。しかし、来年3月いよいよ病院が閉鎖というふうな状況でございますので、決算見込みをきちんと整理する必要があるということで今日までの執行状況をあわせた中で今回補正と言うことでさせていただいております。なにとぞご理解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

当初予算をご理解いただいたというようなことを、私は理解していませんよ。反対討論をちゃんとやりましたからね。それで、こういう粉飾決算のような内容をそのときから指摘してきましたよね。たまたまいまご答弁の中にあつたように、今年度は最終の年度だからというようなこともいわれましたけど、飯塚市の時代に来てから颯田病院の決算やら予算を審議する機会を得てからずっとそのことを言ってきたんですよ。担当者の方は変わられましたけどね。

それが一向に改まっていないということについてはどういう説明をされますか。

○ 病院局事務長

重ねての説明ということになりますけれども、担当部署といたしましては先ほど私が申しました二つの要因ですね、病院事業を取り巻く事業の状況、それから公営企業としての独立性、これを基本に考えてきておったというふうに考えております。

○ 楡井委員

病院を取り巻く情勢ですか、これについてもちゃんと指摘しているんですよ。こういう厳しい状況ですから、こういうずさんな予算ではダメですよ。これは何も病院協局だけの責任ではない。国の診療報酬が次々に切り下げられていっている、そういう状況の中から収入が減ってということはあるんですが、独立採算ということ言えばそういうのは当然わかっていることですから。わかったなかで予算を組まないかんというふうに思うわけですよ。そういう意味では説明になってないと思うんです。どうですか、予算、粉飾決算だったと答弁したらどうですか。すっきりしますよ。

○ 病院局事務長

粉飾というふうな話も出ておりますけど、それは質問委員のほうがそういうふうにお考えになっておるといふうでございまして、私たち執行部といたしましては決してそういう考えは持っておりません。

○ 楡井委員

押し問答になるかもしれませんが私の理解はそういうことだと。早くきちんと認めないと決算のときにまた問題になりますよ。それから説明をお願いしたいんですけど、2ページの一番下、8条、処分する資産ということが書かれています。それで、建物の構築物、病院他4389平方メートル。旧備品類、医療機器その他211点というふうに、これは全部が博愛会に無償譲渡されるというようなことになるんですけども、この財産について、処分する資産について、どのくらいの金額のものなのか示していただきたい。

○ 病院局事務長

平成18年度の決算におきまして、資産台帳の簿価でございまして。建物と構築物あわせまして残存価格が1億5770万円程度、機材につきましては9540万円程度でございまして。

○ 楡井委員

それは器具備品含めて9540万円ということでもいいんですか。

○ 病院局事務長

譲渡する機材、器具備品でございましてけれども、これが9,542万8,000円ぐらいです。

○ 楡井委員

これに書いてある211点ということですね。このほかには一切ありませんか。

○ 病院局事務長

このほかには事務的な机であるとか資産台帳に登載しておりません安価な機材等、こういうのもございます。それから貯蔵品、薬品関係のものも一切譲渡するような形になるかというふうに思います。

○ 楡井委員

そういうのは9,542万8,000円の中に入っていないんですかね、入っているんですかね。

○ 病院局事務長

この中には入っておりません。

○ 楡井委員

それがどのくらいあるのか、ついでのとときに答弁してください。それから3ページにいきまして医業外収益他会計補助金ということで4億2,000万円の補助金、この補助金が何のために使うのかということについて説明していただけますか。

○ 病院局事務長

先ほどのお答えのほうからさせていただきますけれども、薬品関係、貯蔵品関係でございますけど、9月に棚卸しをしたんですけど、約1000万円程度でございます。それから4億2000万円の使い道とうふうなことでございます。内容につきましては平成18年度決算におきまして2億6000万円の借入金がございます。それから先ほど今回の補正予算の中で収入の方2億2,000万円減額、歳出の方6,000万円減額しました。この差が1億6000万円でございます。ですから、今年度の赤字見込みというのが1億6000万円ございまして、先ほど申しました前年度の借入金2億6,000万円と本年度の赤字1億6000万円を合わせまして4億2,000万円というふうな格好になります。

○ 楡井委員

他会計からということ、一般会計からの繰り入れじゃないかと思うんですが、そういうことですか。

○ 病院局事務長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、私今まで何度かこのことで質疑をしてきて、一般会計からの繰り入れで単年度単年度の収支を黒字にならないまでもプラスマイナスゼロという状況を作っていくべきじゃないかと。そういう意味で一般会計からの繰り入れを要望してきたわけですね。ところが先ほど答弁の中にあつたように独立採算制と、特別会計ですね、というようなことでそれはできないというふうに説明してこられてわけです。今回、こういう形で一般会計のほうから4億2,000万円も。これが毎年毎年の決算での赤字で言えば大体1億円から1億二、三千万円最近一番多いときで、というような赤字であつたわけですから、そのくらい繰り入れていけば一挙に4億2,000万円もお金を出さなくていいという状況が生まれているんじゃないかと思うんですよね。そういうことをしてこなかった理由はということなのか。そして2億6000万円の借金を返して、そしてさらに今年度分の1億6,000万円というようなお金を今年度の穴埋めに使うというふうなことを言われていますけれども、この4億2,000万円、もともとこういう形で補助金という形で会計処理をしていいものかということについてはどんなでしょう。

○ 病院局事務長

一番目でございます。どうして年度ごとに繰り入れを行わなかったのかというふうなことでございます。このことにつきましては、公営企業法、先ほどから私、独立採算とっておりますが、その独立採算の原則を当初予算の段階から一般会計から繰り入れるということ自体が、これは法的に認められた繰入金、今年度であれば1億ほどでございますけれども、そういう繰入金につきましては法的にも認められておるところでございます。基準内の繰り入れというふうに呼んでおりますが、基準外の繰り入れまでは合併協議があつたころからそれがなされてないというふうなことは私も把握いたしております。それから、4億2,000万円の経理でございますが、こういうふうに繰り入れていいのかというふうなことでございますけれども、これはあくまでも運営資金として繰り入れますので、3条の収益的収支のほうで繰り入れるというふうな格好になります。

○ 楡井委員

3条の繰り入れができるということであればいままでもやってしかるべきだったんじゃないかというふうに思います。今の答弁で私初めて知つたんですけども、法的な繰り入れですね、約1億円くらいというふうなことが報告があつて、これが合併時からやられていないと。それまでは町の中でやられているかも知らんですけど。合併時から繰り入れられていないということがやつと今わかつたんですけど、決算の特別委員会じゃなかったかと思うんですけど

も、総額で平成18年度末で4億2,400万円の赤字があるのは主に合併の後できたものだと大きくは。顕田単独でやってきたときはそれなりにプラスマイナスでやってきていたんですよ。一時的には平成15年か14年頃は1億円を超える黒字を持っていたわけですよ。それが合併によって一挙に赤字に転落したと。先ほど言われた医療状勢等もありますけど。その原因がひとつはここにあったんだなというのが今初めてわかりました。こういう状況が背景にあって現在の赤字になっているわけですからね。その年度その年度で解決していかなければならないものだったんじゃないかなというふうに今でも強く思っているところです。したがって、昨年末までの4億2,400万円の赤字と今年度借金をしたからとりあえずないかも知らんけれども、実質的には1億6,300万円の赤字なんですよ、経営体だけで言えば。そうすると5億8,800万円も累積赤字となるわけですよ。頭ひねっておられますけれども、当年度純利益見込み2億6,000万円、前年度未処理欠損金、4億2,400万円。これを引いて1億6,000万円というのが全体の黒字ということになるわけですよ。そういう意味ですね。そうするとお金を繰り入れてもらったからそれだけに減ったということになるわけですが、実質的にはこの4億2,000万円というのは変わらない。それで1億6,300万円というと年度末、一般会計から繰り入れてもらったお金を利用したというふうにしても1億6,300万円というのはまだ赤字として残っていくわけですね。これはどう処理されるんですか。

○ 病院局事務長

資料のほうの1ページでございますが、一番右のほうの一番下でございます。当年度未処理欠損金、これが1億6,000万円。今委員のほうがご指摘の分でございますけれども、これが当年度末の未処理欠損金というふうな形になろうかと思えます。この1億6,395万7,881円をどうするのかということでございますが、これは簿記の世界に少し入り込んで説明が難しくなりますことをお許しいただきたいと思えます。実は、現在まで施設整備等によりまして一般会計からかなりの額の、顕田町時代を通しまして、資本金みたいな形で積みあがっている資本剰余金というのがございます。それで、また議会のほうに議決をいただくようなことになるんですけども、この資本剰余金を取り崩してこの未処理欠損金を消すというふうな処理が来年度の決算時には出てくるというふうなことになろうかと考えております。

○ 楡井委員

そこで先ほどの処分する資産の額を聞いたんですけども、資産の額が合計すると、正確じゃないかもしれませんが、2億6,300万円くらいになるわけですよ。そうするとこの1億6,300万円を引いても約1億円残る形になるわけですね。だから、無償譲渡しなければ、黒字で病院終息できるわけですよ。無償でやるということになってしまってますからね、今のところ議会の多数で。そういう意味ではいまさらどうこうできないかもしれませんが、そういうところまで考えた上での無償譲渡であったかなというふうに思うと決してそこまでは考えられていなかったんじゃないかなというふうに思います。それからいまひとつ昨日の本会議で他の議員の人たちが質問しておられましたけど、消費税を納入しすぎていたということが明らかになったわけですね。この金額はどのくらいあるんでしょうか。

○ 病院局事務長

議会のほうでも説明させていただきましたけれども、建設仮勘定のほうにおいておりました委託料でございますが、この中に平成16年度の消費税の申告分がございまして、その消費税の税額が33万円ほどございます。ちょっと話が消費税のほうに入りますので、少し長くなります。

○ 委員長

平成19年度補正予算には直接関係ないんでしょう。だから、手短かにお願いします。

○ 病院局事務長

それで、その33万円を消費税の納入の算式がございまして、それに当てはめますと約90

00円というような額が過払いであったというようなことでございます。

○ 楡井委員

このことで昨日お聞きした話で言えばなぜそういうような状況が生まれたかということ言えば職員の頻繁な異動というような説明もあったように聞いています。この間、事務長補佐はずっと穎田病院でこういう業務に携わってきていたんですよね。間違いないでしょう。

○ 病院局事務長補佐

私は病院には長くおりますけれども、平成17年11月から事務長補佐ということになりましたので、それまでは医事課の業務一本しか行っておりませんでしたので経理につきましては申し訳ありませんが携わっておりませんでした。

○ 楡井委員

そういうことを確認しておいたうえで、結局赤字を埋めるという状況が独自の仕事としてはできにくいということになっています。当然1億6,000万円の赤字をどういうふうにして埋めるかという明確な方針示されましたですかね。いかがですか。

○ 病院局事務長

当年度未処理欠損金につきましては先ほど説明申し上げましたけれども、資本剰余金を充当してこれを消すというふうな作業を多分行うというふうに思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

昨年度の専決予算だったかと思いますが、医療器具買ってますよね。そのときに果たしてこれを買うのが妥当かどうかという議論をさせていただいたかと思いますが。そしてそのときにその購入した医療器具を無償で譲渡するつもりだというお話をされた、それに対してきちんと実際には私はいらないと思いましたが、購入するのではなく、もし購入したとしてもそれを有償で引き取ってもらえるように協議をすべきだというお話をさせていただきました。その協議はあったのかどうか1点。それからもう1点。先ほどお話の中で医薬品、9月の棚卸し時で1000万円の在庫があったというお話がございました。これがずっと恒常的にあるのであれば、1000万円の分が、ここの部分も無償で渡すという形になるかと思うんですが、それに対しては移管先、先方に対して1000万円の薬品があるんだと。これをいくらかで引き取ってくれないかというお話をされたのかどうか。2点お聞かせください。

○ 企画調整部長

この穎田病院の譲渡に関しましては、私のほうが協議を進めております。私のほうから答弁させていただきます。ご質問の医療機器、これについての譲渡に関する協議を行ったのかということでございます。これにつきましては、建物、それから医療機器については無償で譲渡するという形の中で、引き受けます博愛会と協議を行ってきたという経緯がございます。

○ 病院局事務長

この移譲にあたりまして、建物・医療器具・その他ということで無償譲渡しますということで、今まで交渉してきた経緯がございますので、その中に含まれているというふうに思っております。

○ 江口委員

最初から、「その他」として薬品も渡すつもりでいかれたのか。労災病院が市立病院になりますよね。そちらのほうに持っていかうという考え方が全くなかったのかどうか1点。それと部長のほうに、医療機器の話なんですけど、老朽化しているから施設と医療器具は無償譲渡する。これは年度末ないしは今年の年度はじめに医療機器を購入した時より、もっと前の話ですね。博愛会と合意した時の話ですよ。それから後に購入したわけですよ。老朽化してないわけですね。要するに、これについては無償で譲渡しますよ、と決めたものじゃないところだか

ら。あの時もそういうお話をされた。だから、この分に関してはその時の合意とは違うから、だからもう一度きちんと協議をするように、そうすべきではないですか、というお話しをさせていただきました。ところが今のお返事は、あの時無償でしたから、と。話が違うと思うんですが、その点。その2点、お聞かせください。

○ 企画調整部長

その後の協議におきましても、建物及び医療機器、それから薬品等も含めて無償で譲渡するというようなお話の中での協議を行っております。

○ 江口委員

ということは、何ら有償で引きとってくださいというお話はしていないということによろしいですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

4億2千万円からの損切りをするわけです。1千万円の薬品、そして医療機器等を考えると、これが少しでも少なくなるということは、市民の負担が少なくなるということですよ。そのことを考えると、これはきちんとした協議をすべきだったと私は思っています。そのことをしっかりと考えていただきたい。

あともう1点。当初、医療機器を購入する時は、これでお客さんを増やすんだというお話がありました。ところが、この状況ですよ。結局、役に立ったのかどうか。非常に見込が甘かったんだと思っています。このことに対して何らかのコメントがあつてしかるべきだと思っております。先ほど、もしかしたら発言があつたかと思うんですが、その点についてどう考えられるか、お聞かせいただけますか。

○ 病院局事務長

平成18年度末に購入しました機器をもちまして、患者さんを増やしたいというふうなことの中で、事務を進めておりました。それで、この医療機器を更新したこと等につきまして、市報等で市民の皆様にお知らせはして、患者さんが少しでも多くなるように努力はいたしましたけれども、結果として、残念でございますけど、件数的には少し落ち込んだような状況でございます。

○ 江口委員

ごめんなさい、医療機器、いくらで買ったんでしたっけ。その点、もう一度教えていただけますか。

○ 病院局事務長

4,400万円でございます。

○ 江口委員

4,400万円をかけてお客様を獲得しようとした。ところが医業収益は2億2千万円のマイナスでしたっけ。予定よりもかなり違うわけです。そして今回、4千万円強の医療機器と1千万円の薬品を付けて、そのままそれもお渡しをする。市は4億2千万円の赤字の損切りをする。このことについては、反省の言葉があつてしかるべきだと思うんですが、どうですか。私もね、平成18年度決算の時もお話ししましたが、この予算組みが正しいとは思っておりません。非常に不適切だと思っております。監査でも非常に強い指摘があつたかと思えます。その点はどうお考えになるのか、お聞かせいただけますか。

○ 病院局事務長

現在まで、この額田病院の会計についていろいろご質問を受けた中で、ご回答させてもらっております。今年度におきましても、単年度で1億6千万円の赤字というふうな説明をさせていただいておりますが、このままこの病院を続けると、これから先、相当の赤字が見込まれ

ますので、そういった意味でこの民間移譲という話が出てきたものというふうに理解しておりますが、もともとは地域の医療を守るというための選択でございますので、なにとぞご理解をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 八兒委員

いろいろお話を聞かせていただきましたので、それを信ずるしかありませんけれど、再度確認の意味で、4億2千万円でいいのかどうか。これ、3月に再度何か出てくるのかどうか心配でありますので、そこらへんのことをちょっと、決意なり今後のやり方をしっかり述べていただきたいと思います。

○ 病院局事務長

今回の補正予算、厳格にやっております。ですから、3月の補正という話は、考えておりません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 田中廣文委員

先ほどの、年間入院患者5,130人、それからまた外来患者16,550人、これも見込みでしてあるのですか。最終的に、これがまた大幅に違ったということにはならないでしょうね。

○ 病院局事務長

別に配付させていただいております資料の2ページをお願いしたいと思います。入院患者、それから外来患者ということで表を付けておりますが、平成18年度と比較いたしました入院のほうは約2千人ほど増加、外来のほうは落ち込んでおりますけれど、こういった状況の中で、決算見込みを厳格にさせていただいております。そういう意味で、3月の補正はないというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今まで質疑をしてきた内容であれば、当然この補正予算は、このままでは認めるわけにいかんというふうに、今思います。まだ文章がまとまっておりませんので、本会議の中でまた言わせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 江口委員

私も反対の立場から討論させていただきます。先ほど指摘しました2点、薬品並びに医療機器についての協議がなされていない点、それと、非常に大きな入院患者並びに外来患者の見込みの違いがあったこと。それに対する反省の言葉が全く無いこと。私はこれは、大変申し訳ございません、と一言あってしかるべきだと思っております。それを含めまして、反対とさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第129号 平成19年度 飯塚市立頼田病院事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 49

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第130号 平成19年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

議案第130号、平成19年度飯塚市立病院に係る飯塚市立病院事業会計補正予算第1号について、補足説明をいたします。別冊になっております平成19年度飯塚市立病院に係る飯塚市立病院事業会計補正予算第1号をお願いいたします。1ページをお願いいたします。筑豊労災病院の土地、建物、医療機器等の移譲にあたり、独立行政法人労働者健康福祉機構との協議が整いましたので、条例で定める重要な資産の取得について、予算で定めるものであります。第5条で、取得する資産は、土地、飯塚市弁分633番地1、面積38,839.64平方メートルで、無償譲渡となっております。建物は、延べ床面積18,974.54平方メートル、器具・備品等は822品となっており、その内高額な医療機器3品が無償譲渡となっております。別紙の労働者健康福祉機構との減額交渉により決定いたしました財産の取得の明細をお願いいたします。取得金額としましては、有償の建物、医療機器等で2億8,614万198円となっており、この購入費につきましては、病院事業債及び合併特例債の借入れをもって、充てることとしております。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

本件の譲渡に関しまして、飯塚市立病院として無事スタートするまで、これまでのいきさつからしても、国の責任を果たさなければいけないということは私たち主張し続けてきたわけです。このことは今でも変わらないという風に思うんですが、それについての考え方はいかがでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院の移譲にあたりましては、現在じん肺患者の方が入院または外来されていますので、当然この件については国の責任もあると思います。

○ 楡井委員

それで、飯塚市としてはこの前の議案の質疑で明らかになったわけですが、潁田病院を麻生グループに思い切りよくというふうに言わせていただきますが、約2億6,300万円の資産を無償譲渡するわけでありまして。したがって飯塚市も国や労働福祉機構、これらに対して国の責任という側面から見ても無償譲渡を迫るという態度を示すべきではなかったかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○ 企画調整部長

私のほうから答弁させていただきます。少し長くなりますが、この筑豊労災病院の廃止が決定されました以降、昨年四月から市長、副市長、私、幾度と無く厚生労働省それから労働者健康福祉機構に対しましていわゆるこの労災病院の存続更にはこの財産の無償譲渡ということ度を重ねてお願いをしてきた経緯がございます。この存続については国のほうは廃止が決定されているということであるから変わらないという国の考え方でした。それならば、後医療として飯塚市立病院を設置していく上で是非ともこの建物、医療機器については無償譲渡でということを再三再四にわたってお願いした経緯がございます。国のほうも飯塚市の熱い思いを組み

入れていただきまして最大限の努力をさせていただいています。併せまして、労働者健康福祉機構におきましても医療機器の譲渡にあたりましても最大限の努力をさせていただいたというふうには私を感じているところでございます。この価格につきましては先ほど担当課長が申しましたように合わせまして約2億8,000万円というような価格で今協議が行われたところです。

○ 楡井委員

今言われましたように、もう2年越しの質疑になりますし、行政の皆さん方にとってみれば厚労省や機構との話し合いが繰り返されてきたわけですが、この間、地域医療振興協会、これが指定管理者になると言うような過程ですね。更には指定管理者になって、これがもし駄目になった場合、どうするかという保証医療機関、これもはじめはちゃんとすることになっていましたが最終的にはこれも無くなった。これらのことをいくつか考えてみますと取得の経過に、また話し合いの経過に市民には分からない部分、私どもには分からない部分も、なぜだろう、なぜだろうという部分がずっと付きまどってあるわけなんです。ですからそういうところがきちっと明らかになるような譲渡条件なりをこういう数字上の問題だけじゃなくて交渉経過まできちんと明らかにしていただきたかったなという思いは残っています。それでこの資料によりますと売却といいますか、機構のほうから市が買入れる金額は2億8,600万円と言うことですが、これは建物の後ろに有償と書いてありますから、これから以下の部分であると思います。それで上の方に土地と器具備品の無償がありますが、土地は先ほど言われましたように無償になりますね、それから高額備品が3点合計1億3,500万円余りの金額が出ていますが、この医療機器が先ほど説明のあった801点の器機のほかに無償で譲渡されるものということですが、そういう理解でいいんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりです。

○ 楡井委員

そういう1億3,500万円ほどのいうなら、この金額が国の責任と言うようなことにもなるのかなと思いますけど、そういうものではないというふうには私は思います。したがってこの件につきましては、討論に入ってしまったけど、意見としてはそういう思いがあります。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほど言いかけてましたが、詳しくは本会議で言わせていただきますのでこの場ではこれで。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 平成19年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第132号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の4ページをお願いします。平成18年4月の介護保険法改正に伴い、介護サービス事業者の指

定事務の見直しがなされ、指定の効力に6年の有効期間を設ける指定更新制度が導入されるとともに、地域密着型サービス事業所の指定が市町村の権限とされました。自治体の指定に係わる事務が拡大・複雑化したことから、受益者負担に原則に基づき、市内に所在する指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業者の指定及び更新の申請に係る手数料を新たに定めるため飯塚市手数料条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案書7ページの新旧対照表で説明いたします。第6条の第7号及び第8号を、第7号から第9号と改正し、別表第2条関係の表に、(7)介護保険法(平成9年法律第123号)関係の表を追加し、表の事務のところで指定地域密着型サービス事業者の新規の指定申請に係る手数料を22,000円とし、6年毎の更新申請の手数を15,000円とするものです。以下、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防事業所の指定申請及び指定更新申請の手数料も同様の金額とするものです。8ページをお願いします。備考の1、2で、同一事業所の同種の介護サービス事業者と介護予防サービス事業者の指定・更新申請を同時に行う場合には二重に手数料を徴収することなく、一方だけの手数料納付とするものです。備考の3、4では、同一事業所の介護サービス事業者と介護予防サービス事業者の更新日が異なる場合は直近の更新時に同時に更新申請が行えるようにし、一方だけの手数料納付とするものです。備考の5は飯塚市外に所在する事業所からは手数料は徴収しない旨を規定しています。この条例は、平成20年1月1日から施行し、新規の指定申請にかかる部分につきましては平成20年4月1日から施行することとしております。なお、手数料の額につきましては、別紙の委員会資料をご覧ください。これは福岡県が平成19年10月1日から施行しております地域密着型サービス以外の介護サービス事業者の指定更新の申請に係る手数料の積算例を参考として、本市の指定事務に携わる職員の平均的給与を基礎に1件当たりの事務に要する所要時間から割り出した人件費相当額及び通信運搬費、消耗品費などのその他の経費から積算し、千円未満を切り捨て、新規の指定に係る申請の手数を22,000円、6年毎の更新に係る申請の手数を15,000円と算定したものです。なお、11月30日現在、指定更新申請の対象となる事業者数は、26事業所となっております。以上で、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第132号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第133号 飯塚市長崎街道内野宿ふれあい館条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 生涯学習課長

議案第133号 飯塚市長崎街道内野宿ふれあい館条例を廃止する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の9ページをお願いいたします。長崎街道内野宿「ふれあい館」につきましては、所在地は飯塚市内野3313番地1、建設年につきましては、平成10年4月で、高度情報化社会に対応するための人材育成及び生活指導員の起業化援助による地域の活性化を図ることを目的として設置されたものでございます。建物の延床面積は333.11㎡で、木造・一部鉄筋コンクリート造2階建てでございます。管理運営につきましては、当初は地元自治会で組織する「内野ふるさと創生会」と業務委託契約しておりましたが、平成17年4月1日から、同会を3年間の指定管理者として管理運営してきたところでございます。

当初の構想は、平成10年度の内野小学校山村留学制度の実施を機に、内野地域全体の活性化を図るための拠点施設と位置付け、九州工業大学の大学院生を生活指導員として招聘し、ベンチャー起業家として地域に根ざした活動を期待したものでありました。そのため、3名の大学院生にアパートを準備し、パソコン教室をはじめとした様々な教育活動を行っていただくために、大学院生の定着に向けた施策を講じてきたところでございます。しかしながら、歴代の大学院生は卒業と同時に市外の民間企業等に就職されるなど、当初の構想からはかけ離れ、パソコン教室も小中学校や公民館へのパソコンの設置に伴い受講者が減少するなど、施設自体の運営方針、活用方法を見直すべき時期にきているのではないかと、などの判断から、平成20年3月31日をもって同施設の指定管理期間が満了するため、これを機に、当施設と隣接します商工観光課所管の内野宿友遊館「長崎屋」とセットで内野宿の観光資源として再生を図ることが地域活性化の有効な手段と考えられることなどから、今回、飯塚市長崎街道内野宿「ふれあい館」を廃止するため、本案を上程させていただくものであります。尚、今回ふれあい館を廃止することにつきましては、ただ今ご説明いたしましたように長崎屋とセットで観光施設として活用しようとするところから、一旦、ふれあい館条例を廃止し、その後準備が整い次第、改めて施設の設置条例を制定のうえ、平成21年度から観光施設としての活用を図ろうとするものであります。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

一点だけお聞きします。長崎屋とセットでというお話がありました。長崎屋のほうは今回市民経済委員会のほうに付託案件として指定管理者の議決のほうが1年で出ていますよね、あちらのほうは1年で出てるけどこちらの友遊館に関しては一旦休みという話がありました。そのところの理由をお教え願いますか。それともうひとつ、後あわせた上で指定管理の方向で検討しているということなのかどうかお聞かせください。

○ 生涯学習課長

質問者述べられましたように商工観光課のほうで進めています長崎屋につきましては今回の指定管理者で出されています。私どもがこれを廃止したのはその後セットでしていくためにその準備期間、そういったところで今回の廃止をすることにいたしています。その後平成21年度からにつきましては先ほどもご説明しましたようにセットとしていく中であらためて設置条例を出す予定にしていますけど、その後の運営につきましては今のところ指定管理者というところで商工観光課等と協議をいたしているところでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第133号 飯塚市長崎街道内野宿ふれあい館条例を廃止する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 保育課長

議案第134号飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。議案書の13ページの新旧対照表によりご説明いたします。中段にあります飯塚市立筑穂保育所

では、実情に合わせた定員に改正するもので、現在の定員 200 人を定員 160 名に変更するものです。次に、上段にあります飯塚市立鯉田保育所は、平成 21 年 4 月 1 日より民営化のため保育所条例より削除するものです。下段の飯塚市立颯田第 1 保育所、定員 120 人及び颯田第 2 保育所、定員 45 人は保育所を統合し新たに建築いたします。完成後の定員は現在の入所状況や新築後の増加を見込み定員 120 名といたします。尚、鯉田保育所及び颯田第 1、第 2 保育所の条例改正は、平成 20 年 1 月号の市報において、平成 20 年度の保育所入所の受付を行います。その中で鯉田保育所が 21 年 4 月より民営化すること、また、颯田第 1、颯田第 2 保育所が統合することを周知するため、事前に改正を行うものです。引き続き、10 月 18 日開催の厚生文教委員会以降の対応について報告させていただきます。10 月 22 日より 24 日まで鯉田保育所、颯田第 1 保育所及び颯田第 2 保育所の保護者説明会を行い、10 月 29 日には飯塚市私立保育園連盟に対して説明を行いました。11 月 9 日には第 2 回目の鯉田保育所保護者説明会を開催し、11 月 12 日には鯉田地区自治会役員会で説明をおこないました。11 月 14 日は颯田地区、11 月 16 日は鯉田地区において住民説明会を行いました。12 月 7 日には 3 回目の鯉田保育所保護者説明会を行いました。また、鯉田保育所では、保護者説明会に参加されなかった保護者に対しては、自宅等を訪問して説明をいたしております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 梶原委員

最初に筑穂保育所の定員削減でございますが、年度別で見えますと年々減っている上体で平成 19 年度におきましては 131 名ということですが、160 名という定員でされたのはどういうことでされたのでしょうか。

○ 保育課長

筑穂保育所の定員削減についてでございますけれども、この 3 年の推移を見ますと、平成 16 年度の決算では、要するに 3 月 1 日が一番多いものですからその時期で見ますと 145 人、平成 17 年度の 3 月 1 日で見ますと 142 人、18 年度が 152 人という人数になっております。160 人にいたしましたのは国に要望するときに 3 年はできるだけオーバーしないようにということがありますものですから、その関係で 160 にさせていただいております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 梶原委員

筑穂保育所についてはそういう理由でしょうけれども、あと鯉田、颯田の分ですが、答申書の中にもありますように、大規模改修等がありますよね。大規模改修された部分や、改修というのがどういう程度でされているのか、まずお聞きしたいんですが。

○ 保育課長

ご質問の内容は颯田第一保育所の大規模改修ということでよろしゅうございますか。

○ 梶原委員

鯉田の改修の内容です。

○ 児童社会福祉部長

答申書の資料 16 ページに基づいたご質問かと思っております。鯉田の平成 6 年 3 月（改）というのが建替えをいたしております。颯田第一保育所（大）という標題につきましては大規模改修をされておまして、平成 15 年度に合併浄化槽、トイレ改修、保育室の床補修等々の修繕をされておるという状況でございます。

○ 梶原委員

ということは鯉田の分については改修というのは建替えということで、颯田の保育所の分に

については大改修というのはすべてを扱ったということではなくて、ある一部というか大きな金額をかけてやった部分だから大改修ということで捉えておってよろしいですか。

○ 保育課長

はい。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 八児委員

昨日の本会議の中で同僚議員から質問がたくさん出ておりましたので、もう一度確認を踏まえてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。最初に選考委員の選定基準についてお尋ねしたいと思ひます。

○ 保育課長

選考委員は公立保育所運営検討委員会規則により学識経験者、公募によるもの及び関係行政機関の職員となっています。学識経験者は次世代育成施策推進委員会の委員長をされていた近畿大学九州短期大学の准教授、学識経験者は2名で市の指定管理者選考委員から中小企業診断士及び税理士を選考しています。また、一般公募により保育所入所児童の保護者1名と所管部長の計5名の委員構成です。

○ 八児委員

それで、この選考委員の方は保護者の方が1名おられますけれども、こういうことに対して精通されておるのかどうか、また、全般的にこういうのをされておる経験があるのかどうか、そこらへんをすみませんが、ここら辺についてよければお聞かせください。

○ 保育課長

公募の方だと思いますけれども、公募の方については子どもさんもたくさんおられまして、また、公私立関係にも大変詳しい、いろんな意味で認識の深い方だというふうに認識しております。

○ 八児委員

学識経験者は短期大学保育科の先生ですかね。

○ 保育課長

近畿短期大学の保育科の准教授でございます。

○ 八児委員

次に移らせていただきます。昨日と同じことですみませんけれども、運営検討委員会の答申が出ておりますけれども、本会議場では期間が短かったわけでございますけれども、これまでにいたる経過についてお願ひしたいと思ひます。

○ 保育課長

平成16年度に1市4町において策定されました次世代育成支援対策行動計画の調整及び統合一本化を図るために平成18年8月に飯塚市次世代育成施策推進委員会を設置しまして平成19年3月には飯塚市として新たな行動計画が策定されたところです。また、平成18年9月に飯塚市の公立保育所のあり方やその機能と役割について調査分析を行うために専門部会を設置しまして平成19年1月に今後の保育行政に関わる公立保育所のあり方、方向性についての提言書がまとめられました。この提言を受けまして、公立保育所運営検討委員会を設置し、提言所の中で示された公立保育所の役割、統廃合も視野に入れた施設面の向上、民営化等の民間活力の導入、この3項目について8回にわたる審議が行われ、10月15日答申にいたっております。その後、10月18日の厚生文教委員会で報告させていただき、先ほども申し上げましたけれども10月22日より24日まで鯉田保育所、鯉田第一保育所及び第二保育所の保護者説明を行い、10月29日には飯塚私立保育園連盟にも説明を行いました。11月9日には第2回目の鯉田保育所保護者説明会を開催しまして、11月12日には鯉田地区自治会役員会

で説明を行っております。先ほどと同じようでございますけれども、そういうことで先ほどと重複しますのでここでは割愛させていただきますけれども、最終的には12月7日には3回目の鯉田保育所の保護者説明会を行っております。それと先ほども申し上げましたけれども、参加されなかった保護者に対してもそれぞれ自宅を訪問いたしまして説明を行いました。そういうことで12月議会で議案の上程をさせていただいているところでございます。

○ 八児委員

その中身についてよければ少し説明をお願いしたいと思います。

○ 江口委員

すみません、関連してお願いいたします。その保護者説明会、住民説明会、私立保育園連盟とも競技されたというお話されました。それぞれの配布資料、ならびに会議録、要点筆記等の形で結構ですので、それについてお出しいただけますか。委員長においてお取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:35

再 開 14:52

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

先ほどの資料、手持のやつでもしある分がありましたら、たとえば保護者の説明会、住民説明会並びに私立保育園連盟の説明会等々言われました。そのときにお配りされたやつで手持の分がありましたらその手持の文の写しでも結構ですので配布をお願いしたいと思います。あと合わせまして、先ほどご案内のあった今まで時系列でこんなことやってきたよというのがありました。それと、これから平成21年4月というふうなかたちであっております。そこまでにどういった形で流れていくのか。そのスケジュール的なことも合わせて資料のほうご用意できる分がありましたらご配慮いただきたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねします。ただいま江口委員から要求のあつています資料は提出できますか。

○ 児童社会福祉部長

ただいま住民説明会等の提出資料ということでございます。説明会等におきまして配布いたしました資料は基本的には各委員に配布させていただいております。これをすべて配布させていただいております。一番お気遣いの点の保護者説明会、住民説明会等におけるこの意見、要望の概要についてこの後担当課長のほうから説明させていただきたいというふうに考えております。なお、私立保育園連盟に対する説明会の記録というのはこの時は基本的にとっておりませんので、その分についてはわかる範囲内の説明をしたいと思っております。今後のスケジュール、平成21年4月1日に向けてのスケジュールにつきましても合わせて口頭で説明させていただきたいと思いますので、どうかお取り計らいをよろしくをお願いいたします。

○ 委員長

江口委員、よろしいでしょうか。

○ 江口委員

もしお手元にあるんでしたら、そのお手元にある分だけで結構ですので、資料として出していきたい。それがない分に関しては口頭説明でいいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○ 児童社会福祉部長

資料を積極的に出さないということではないけれども、11月30日初日に開催されまして、

事前の打ち合わせもさせていただいております。委員会開会中に唐突としてということでございますので、ぜひともまず担当課長のほうから口頭で説明させていただきますので、そういったところでどうかご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 江口委員

唐突にというお話がございましたが、こうやって民営化、統廃合という大きな議案を出されるわけです。それにつきましては当然ながら資料が用意されている。今までの経緯、そして、説明した部分がどういうふうな議論があったのか。そういった部分が出てきて初めて審議になるんだと思っております。これから後審議がある文化会館についても答申書、ならびにいろいろな資料が出てきています。先に旧飯塚市でやったときの横田保育所の民営化をやったときも資料について各法人への募集に関するものであるとかいろんな資料が出されていまして。それが用意されないで審議に入れると思ったらそれは違うと思うんです。それはそれこそ説明責任だと思っております。お持ちの分があるんでしたら是非提出していただきたい。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:56

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

住民説明会等の資料につきましては、今からコピーをさせていただきますので、今現在八児委員のほうから質疑が出ておりますので、そちらのほうを継続していただく中でご対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に準備でき次第資料の提出を求めます。引き続き質疑をお願いいたします。

○ 八児委員

もう一度確認ですけれども、学識経験者の方が2、3名おられますけれども、1名わかりましたが、あと2名の方について、こういう公立の保育所というそういうところにたいしての認識というか造詣というかそこらへん、あるかどうか、また経験があるかどうかそこらへんをちょっと、どういう方で基本的には運営委員会という形になっておりますので、選ばれたことに対しての判断をお願いしたいと思います。

○ 児童社会福祉部長

昨日の本会議でも答弁させていただきましたけれども、ちょっと先の担当課長の説明の補足をいたします。近畿短大の准教授につきましては、保育科の准教授ということでございます。この方につきましては、次世代支援対策行動計画の前期計画の委員長でもあり、保育所のあり方専門部会の部会長でもございます。公募の方につきましては、子どもさんを6名お持ちになっておりまして、述べ16年間現在も継続されております。公私立の保育所に子どもさんを通わせておられる住民代表の方が1名です。この公立保育所運営検討委員会が規則の中でも、答申書の27ページのほうに記載いたしておりますけれども、この検討委員会のテーマ、諮問事項が3つございます。公立保育所の担うべき役割、サービスの質の向上、2点目が老朽化した施設面の向上というところでの統廃合の問題、3点目が民間活力の導入ですね。民営化に向けての3つの諮問事項をさせていただいたと、そういうことがございますもんですから、来年に

おきましては、この条例案が可決されましたら今後民営化の作業に入っていくことになろうかと思っております。そのときの公募いたしましたときの法人の選考をしていただく委員会という位置づけもいたしておるものですから、学識経験者の中に残りの2名については中小企業診断士の方と税理士の先生お二方を入れていただいたと。5人目につきましてはわたくし担当部長が委員として審議会に入っておるというような構成となっております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 八児委員

当初資料の内容についてはそこらへんでとどめておきたいと思えます。昨日、うちの同僚議員がしっかり言っておったのは飯塚市がこれから目指していく就学前保育における保育行政とはという大きな命題というか、今後飯塚市が担っていかなければいけない保育行政ということに対してお答え願いたいと思えます。

○ 保育課長

保育所につきましては、児童福祉法に基づきまして保育に欠ける児童、乳幼児を保育することを目的とし、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期を過ごす児童福祉施設であります。保育所の法的な施設としての役割を認識した上で少子化の中を生きる子どもたちを地域の宝として育む、そのために保育サービスの質と量の向上に努めることが重要でございます。保育内容の基本につきましては国が保育所保育指針として定めておりますが、飯塚市ではこの指針に基づいて平成19年2月に保育所を飯塚市保育基本方針を定めるとともに公立保育所として共通の保育方針と保育目標を作成しております。平成19年度からはこれに沿って各保育所が保育計画や指導計画を立てて保育を行っておるところでございます。

○ 八児委員

それで今後公立保育所の役割と市立保育所の役割ということですが、今後どういう形で公立保育所をどれぐらいにしていけるのか、また、私立保育所に変えていけるのかどうか、そこら辺についてももう一度お願いしたいと思えます。

○ 保育課長

児童福祉施設としての保育所は保育に欠ける児童について保護者からの申し込みを受けまして市町村が入所決定を行うもので公立でも私立でも基本的なことはまったく変わりません。公立保育所の役割についてでございますが、主なものといたしましては、障がい児など特に配慮が必要な子どもたちへの対応や子育て支援センターなどを併設した地域の子育てとしての支援の拠点としての施設、経験のある保育士が地域の子育て相談に関わっている状況であります。私立保育所につきましては延長保育などの特別保育授業を中心に多様な保育ニーズに応えるとともに、地域及び利用者の子育て支援施設としての役割を果たしております。公立と私立がそれぞれの特徴を活かして補完し合うことで飯塚市全体の保育が充実できるものと考えているところでございます。

○ 八児委員

今言われた、わかったようなことになるかどうか、それぞれの大切なところがあるということでそれぞれのよかところがあるというような言い方でありませぬけれども、今後公立保育所をいくつにするのか、また、あと私立保育所に変えていくのか。どういう基準というか、答申書はありますけれども、そこら辺はあんまりはっきりわかりませぬので、今後公立保育所の数というか、あり方、どういうふうに持っていくのか、そこら辺をお願いしたいと思えます。

○ 児童社会福祉部長

現在公立保育所は15園あります。鯉田につきましては民営化、鯉田第一・第二保育所については統廃合ということで今後13の保育所になろうかと思えます。その13の保育所が今後どういったふうになるのかということでの、基本的な考え方は行政機関としての機能、地

域子育て支援の拠点としての機能、配慮が必要な児童への対応というのが公がなっていかなければならないと。それではその数はどうなるのかと。昨日の本会議でもご説明させていただいたところでございますけれども、現在の次世代育成支援対策行動計画前期計画が平成21年度までとなっております。22年度からの5ヵ年の後期計画につきましては来年の9月頃にニーズ調査をしたうえで平成21年度中に後期計画を策定いたします。その後期計画の策定の際に今年、去年ですか、文科省と厚労省のほうから方向性が示された認定子ども園制度というのが打ち出されております。この制度と幼稚園と保育所ですね、この3つのあり方についての専門部会をまた平成21年度中に立ち上げさせていただいた中でまた第1次総合基本計画との整合性も図った中で具体的な計画を立てていきたいと。そのときには具体的な13園の今後の将来的な配置状況は示させていただきたいと思っております。ただ、しかしながら、今現在の社会情勢、経済情勢、保育所への入所者数は非常に現在増えておるところでもございます。幸い待機者までは出ておらない状況でございますけれども、答申書の14ページの今後の検討のところでも述べておりますように、毎年この見なおしはやっていくと。来年当然統廃合民営化の関係についての諮問もお願いしたいと思っております。その時点で検討委員会のほうでどういった答申が出されるのかというのが来年になってみないと、本年度中にそこら辺のところは具体的な答申が出るのではないかとというふうに考えております。今年の時期は夏ごろまでには出るスケジュールになろうかと思っております。

○ 委員長

先ほど要求のありました資料の準備ができましたので事務局に配布させます。

(資料配布)

○ 八児委員

いま部長のお話の中にも少し出てきたんですけれども、その中にやはり幼保一元化という問題があると思っておりますけれども、これについてはどう捉えておられますか。

○ 保育課長

少し重なる部分があるかと思っておりますけれども、少し説明させていただきます。国における保育所、幼稚園の制度上での一元化が進んでいない状況にありまして、市独自で一元化を進めることは容易ではありませんが、今後公立保育所のあり方を考えていく上では国、県、他市における幼稚園及び認定子ども園等の状況を見据えながら今後も毎年検討を続けていく必要があるというふうに考えております。また、平成21年度に策定予定であります次世代区政支援対策行動計画後期計画でございますけれども、これにおきましても幼稚園、保育所、認定子ども園に関する専門部会を立ち上げて検討したいというふうに考えております。

○ 八児委員

次に行かせてもらいます。現在の公立の鯉田保育所はどのような特色を持つ保育所と思っておりますか。そこら辺の飯塚市としての位置づけ、特色等教えていただきたいと思っております。

○ 保育課長

鯉田保育所はどのような特色を持つかということですが、基本的に公立保育所といえますのは、国が示す保育所保育方針、指針、飯塚市保育基本方針に基づきまして、共通の保育方針、保育目標を作成し、これにそって各保育所が保育計画や指導計画を立てて保育を行っておりますので、基本的には変わっておりません。しかしながら、その地域でやっています世代間交流とかそういう地域の祭りへの参加とかそういうことがそれぞれやっておると思っております。

○ 八児委員

今後民間移譲となっていきますけれども、現在の規制緩和をどのように活かそうと考えておられるのか、今後の移譲の捉え方、考え方をお願いしたいと思います。

○ 保育課長

保育所に関する規制緩和措置といたしましては、地方自治体と社会福祉法人に限定されていた保育所の設置主体の制限が撤廃されまして、平成12年度より株式会社やNPO、学校法人などによる設置運営が可能となりましたが、保育所の民営化を実施する場合は、保護者の安心、安全を考えて長年保育所の運営をされてきた実績のある社会福祉法人等をお願いをしたいというふうに思っております。なお、募集要項、及び受入れをお願いする法人等の決定につきましては公立保育所運営検討委員会のほうに諮問を行う予定でございます。

○ 八児委員

最後ですけれども、現在の鯉田保育所の建物評価額等わかれば教えていただきたいと思えます。

○ 保育課長

まず、土地についてでございますけれども、土地につきましては課税課によって算定された仮評価額4,059万6,978円という数字が出ております。建物につきましては、今日今のところ不動産鑑定を実施するように予算で計上させていただいているところでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 梶原委員

どうもすみません。鯉田保育所のことで統合されるわけですけれども、第一保育所においては定員が120名ということで、現在相当数減っておりますし、また第二とあわせてもその定員で第一保育所でまかなわれるとは思いますが、建物が相当傷んでおるということで、安心安全からすると、統合とともに建替えてすべきだということで説明は聞いておりますが、建設予定地それから建設費等がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○ 保育課長

鯉田第一、鯉田第二を統合するということについての設計費用については12月補正に計上をさせております。金額については控えさせていただきたいと思えます。それと、場所でございますけれども、場所につきましては鯉田第一保育所から約300メートル離れた東側でございます。鯉田運動公園の下にため池がございますけれども、その東側の、昔はゲートボールをされたということなんですけれども、就労事業で造成された面積がございまして、その一部3,600平方メートル程度に建設予定にしておるところでございます。

○ 梶原委員

いま予定地ということですが、就労事業でされた場合に目的外使用にはならないんですか。

○ 保育課長

目的外使用につきましては所管のほうから調査いたしましたところ、別に支障はないということで確認を取っております。

○ 梶原委員

それでは建設費についてはまだ、ということですが、だいたい予算はどのような形でとられる予定ですか。特例債を利用されると思えますけれども、全額特例債ではないと思えますけれども。

○ 保育課長

財政課とも確認は取っておりますものですから、今のところ合併特例債の対応ということを知っております。合併特例債につきましては95%が充当でございますので、その交付税参入が70%ということになっておりますけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 田中廣委員

昨日からずっと課長さん部長さんの意見を回答させていただきましたが、民営化したほうが子どもたちのためにもいい、というふうな聞こえ方に取れる部分があるんですよ。私立保育所のほうが公立よりも子どもたちの指導に徹底されておるという聞こえ方がした。私はそういうふうにとっております。ここでこの公立保育所のあり方についてということで先ほども言われておりました公立保育所にとっては障がい者等にはものすごくいいんですよ、と。そういう取り組みができるんですよ。私立は延長保育ができるよ、とかいうような答弁があるわけですよ。私はずっと聞いておりますと、13ページの民営化等の民間活力の導入についてというところに、公立保育所は保育士の正規職員が退職するに伴い、臨時保育士を補充することで対応しておりますが、とあります。これはそういうふうによれる部分もあると思いますけれども、民間でもそういうふうに行っているんじゃないでしょうか。そういうものが私にはこういうところを強調されるということについて問題がありませんかというふうに思うわけですよ。そのへんどうですか。

○ 児童社会福祉部長

大きく2点のご質問かと思えます。公立保育所と私立保育所を比べたら私立保育所のほうがサービス内容が言いというふうを受け取れる説明をしておるといことでございますけれども、まことに申し訳ありません、説明のしかたが非常にまずいめんがあらうと思っております。基本的には先ほど来から課長も答弁いたしておられますとおり、保育所については厚生労働省の保育所の保育指針、合併いたしまして新しい飯塚市で飯塚市の保育基本方針というのを作らせていただいております。これは少なくとも合併して15園の公立保育所、15箇所あるものですから、やはり統一した考え方で保育をやるべきだということでの保育方針を決めまして、所長会議、保育誌等の研修会で流しまして、その方針に基づいた各園の独自性のある保育方針、また保育目標を立てた中で実際の保育計画、指導計画を立てて年間計画を立てた中で公立のサービスをやっております。私立は私立として、非常にその私立の園の独自性を出した中でサービスをされておるといことで、基本的なサービスの中にはあくまでも厚生労働省の保育新が基本ベースになっておりますので、これは変わらないと思えます。公立の先生方も朝の7時半から夜は6時まで、一勤から四勤体制、時差出勤をする中で本当に子どもたちに対する真心のこもった保育をさせていただいておる、というふうに私自身は認識をいたしておるところであります。それと、もう一点が正規職員と臨時職員の構成比の関係でございますけれども、非常に最近の保育士の新規採用試験というのがなかなか難しい状況もあるわけですが、ただ一ついえますのが、少なくとも職員と臨時の比率については5割、50%・50%は必要ではないかという考え方を一つ持っております。その理由と申しますのは、0歳児から5歳児まで、基本的には6クラスありますけれども、クラス担任はやっぱり正規職員が担任すべきじゃないかと。臨時職員さんでも優秀な臨時職員おられますけれども、公立の場合はそこら辺の考え方を持っております。民間の臨時職員さんの率につきましては答申書の中で上げさせていただいておりますけれども、22ページになっております。私立の場合の正規職員と臨時職員、これ16園全体でございますが、22ページにあげておりますように、正規職員が62.4%、臨時職員が約37%です公立の場合が今年の4月1日現在で行けば正規職員が56%、臨時職員が43%の状態ということになります。4月1日現在は入所者数が一番少のうございませう。出生、子どもが生まれてくるものですから、それにつれて毎月入所者数が増えていきますので、今現在はだいたい5割に近い状況になっておるとい認識をいたしております。

○ 田中廣委員

こういう保育をする上で正規保育士、臨時保育士、この人たちの責任の度合い、どういうふうになりましょうか。

○ 児童社会福祉部長

正規職員と臨時職員の責任の度合いということですが、基本的には臨時と申しまして

も地方公務員法に基づきます臨時的任用の職員になりますので、ある一定の責任はあります。しかしながら、やはりそこは正規職員が主たる、先ほども申しましたように、クラス担任は当然職員がやると。臨時職員はどうしても補助的なサポートをお願いしたいと。それと特に人権問題等々につきましても、答申書の中にも反映しておりますように、家庭支援保育士につきましてはこの職員の中でも、飯塚市の場合は、平職員やなくて、主任の先生を人権保育士という位置づけの中で対応させていただいて、クラス担任は持たないで、地域との連携を深めた中で対応をお願いしておるところでございます。

○ 田中廣委員

私は責任の度合いというのは事故等が起きたときに、正規の職員に就けば、大きな問題が出るわけですが、この臨時職員についてはなかなか責任問題を問えない部分があると思うんです。その辺も心配するわけです。厚生労働省が私立は三分の二が正規の職員というふうになりますね。公立は50%強が正規職員というふうになっておるようでございますけれども、その辺の指導はどういうふうになっておるんですか。

○ 児童社会福祉部長

厚生労働省の基準に基づくところの正規職員と臨時職員の比率の明確な基準というのはないと思っております。ただし、年齢に応じたところの人員配置基準、これはもちろんあります。ちなみに福岡県下で、大牟田市さんはちょっと私もびっくりしたけど、職員は所長と主任ここだけです。県下28市の中で、実質運営ができるのかなという疑問は持っておりますけど、そういう状況の把握しかできておりません。

○ 田中廣委員

私はここで民営化におとすことによって幾分市の持ち出しが少なくなるんだと。少なくなればそれだけの民営と申しましても保育所でも民営であれば利益を出さない間と思うんですね。そういうものについて本当に私はいまやっておられますけれども、それよりまだ厳しくなる部分があるんじゃないか、本当に言ってたとえば0歳児とか3歳児までとかいろいろ基準があるじゃないですか。それが本当に私立保育所で守られているのかどうか、その辺を私は疑問に思いますが、どうでしょうか。

○ 保育課長

配置の関係の基準ということだと思いますけれども、これは国の最低基準というのが決まっておるわけです。その中で配置をしなければならないということで、0歳児、これにつきましては3人に一人職員をつけなさいと。それから、3歳未満、1・2歳につきましては6人に一人と。3歳につきましては20人に一人とか、4歳以上につきましては30人に一人つけなさいという基準があるわけです。それと、県の監査も年に一回必ず来ています。非常に重要なところですから、この辺は十二分に確認をして今までそういう話も監査の中で指摘があったということも聞いておりませんし、そこらへんは十二分に県も厳しくやっているところでございます。

○ 田中廣委員

市としてはどういうやり方でやっていますか。

○ 保育課長

市につきましては当然この部分と加配をするというのは、障がい児とか、どうしても配慮が必要な子どもたちがいるものですから、そういったところについては最低基準以外に別途加配をしているという状況でございます。

○ 田中廣委員

いま私立と公立合わせると31園あるわけですよ。このことを市として調査したことがありますか、とこう言っているんです。

○ 児童社会福祉部長

31園の人員配置の調査を飯塚市がしたことがあるかというところだと思います。公立の15園につきましては毎月毎月入所児童の数字が変わります。変わったところでの人員配置、障がい者加算、それとかクラスによったら3歳児が20人ですけど、23人になったりします。そういったところも日数で人員を補てんしたりとかいうような対応はしております。私立の人員配置につきましては基本的に県の嘉徳保健福祉環境事務所、ここのほうが毎年人員配置基準の監査に入った中での指導をされておると。別途私立保育所連盟という31園の所長会議、またその下には保育士の会も作っておりますけれども、そういったところの会議を通じて一番のところの保育の原点になりますので、子どもさんの保育をするが上での人員配置については基準を上回るところでの十分な配置をした中での保育をやっていくということの協議はかねてさせていただいておるところでございます。

○ 田中廣委員

いま部長さんの答弁で疑問に思うんですけども、市は金は出してないんですか、私立に対して。そういうところもさして、私共はやっぱり市も調査する必要があると思うんですよ。私自身そう思っている。県がやっているからいいんですよと。県がすべて出しているということにはならないと思うんですよ。そこで私はこういう必要性を問うとるわけですから、その応え方で、ここは市の議会ですから、そういうふうに。

○ 児童社会福祉部長

ただいま私立保育所の人員配置の調査についてのご指摘を受けております。今後につきましてはご指摘を受けた中で、適宜時機を見て私立保育所の人員配置の状況の確認につきましては保育課のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

○ 田中廣委員

今までやってなかったということですね。それから今後の検討。14ページにあります今後の検討という形の中で公立保育所15園をすべて将来的に民営化するという、いやいやじゃないですよ。私はそういうふうな書き方では見えるんです。その辺をどういうふうに捉えておられるのか。

○ 児童社会福祉部長

答申書の中でも述べさせていただいておりますけれども、市としての公立保育所としての担うべき役割、大きく三つ上げさせていただいております。その中で、地域での子育て支援の機能、在宅の子どもさんもおつてあります。そういったところにつきましては今現在のところは市内4箇所の子育て支援センターを併設させていただいた中での対応をいたしております。当然それとあわせて昨日の一般質問でも出ておりましたけれども、就学前の発達障害の問題、こころへの早期発見、早期指導は重要な問題であろうかと思っております。そういうところも含めまして平成21年中に策定いたします、専門部会をまた改めて立ち上げますのでそのところで具体的な箇所、数やなんかはあげていきたいというふうに考えております。決してなくなるということは絶対ありえないと思っておりますので。

○ 田中廣委員

こういう諮問のあり方であればそちらのほうがいいと、民営化するほうがいいというふうに取れるわけですよ。ですから私はそういう質問をしているわけです。そこらへんが、こういうふうに出された、そして私共がそれを、次の段階では違ったものを出しますよということで今答えられてますよね。その辺が私は大きくまた異なっていく部分があるんじゃないかと。やっぱり終わりには全部そういうふうになってしまうんじゃないかという私の感じ方である。と同時にもう一つお聞きしたいのはこの施設の状況の中、公立というふうに書いてありますけれども、この保育所についてどういう予算で建設をされたか、それぞれ15園あるわけですが。その建設の目的、いうならどういう予算を利用して建てられたか、そのへんお願いいたします。

○ 児童社会福祉部長

公立保育所の委員ご指摘のところは特に12ページから14ページのところの部分での、非常にここは統廃合民営化に限定いたしておるものですから、私共なり検討委員会の考え方というのはまずは公立保育所の担うべき役割とサービスの質と量の向上というところでの5ページからのくだりの中で、6ページの上段からあげております、公立としては今後行政機関としての機能、地域の子育て支援の拠点としての配慮が必要な児童への対応、これは十分に押さえられないかとですよ。これは公立が担いますと。6ページの下段には課題解決のための具体的な方策として、公立保育所の役割を7項目に渡ってあげております。今後保育サービスの質・量の向上を図るためにということ7ページから11ページにかけてあげております12項目にわたる公立としての具体的な保育サービスの充実を挙げさせていただいておるとところでの状況でございます。それともう一点の公立の15箇所の建設費の関係でございますけれども、三位一体改革の流れの中で、以前は公立保育所につきましても建設費補助金、国の制度がございました。補助率が四分の三だったんですけれども、公立の場合は三位一体改革の流れの中ですべて一般財源、交付税参入ということで補助がなくなっております、今現在。私立につきましては運営費負担金も一緒でございますけれども、四分の三の私立保育所の場合は建設費補助金は残っております。

○ 田中廣委員

私の考え方とちょっと違うところがあります。何でかという、建設の当初建設されたときの予算はどういう予算でつけられておるかということ。わからんですか。

○ 児童社会福祉部長

公立の15園の当初の建設費の予算につきましては基本的には1市4町の一般会計の予算、もしくは確実に把握できませんけど、場所によっては炭鉱の保育所も以前はあったように聞き及んでおります。そういったところで炭鉱が閉山になって、あとしなり長がそれを引き継いでいったという保育所もあろうかとおもいますが、確実な把握は申し訳ありません、できておりません

○ 田中廣委員

部長、それは答弁になりませんよ。これに穂波町の楽市保育所、同和対策で建てられたんです。いやいや、そういうものを把握してないということは論外じゃないですか。筑穂町の筑穂保育所もそういうふうに行われておると思いますよ。飯塚にもあるんじゃないですか。そういうことがはっきり私たちに示していただかんと。そういう予算で立てられた部分についてはやはり願っている人たちとの協議も必要んじゃないですか。ここだけで行われているということに問題がありゃせんですか、私はそこを言っているんです。将来的にどういうものがあるかわからん、すべてそういうふうにするんじゃないかという私の不安もあるわけです。そのところを部長、問うているんですよ。そんなことが全然なかって私に賛成しろと言ったって賛成されませんよ。そのところ、もう一回お願いします。

○ 児童社会福祉部長

今ご指摘の件につきましては申し訳ありません。私の説明不足のところ。言われますように楽市保育所、筑穂保育所、赤坂保育所については基本的に家庭支援保育士さんも配置させていただいた中での対応をいたしております。それと、次世代育成支援対策行動計画の委員会、それと専門部会は当然運動体のほうからも・・・

○ 田中廣委員

そういうものが的確に、運動団体とかいうことじゃなしに、地域の人たちにその話がいきますかということ言ってるんですよ。そういう話がなくて、これ私がそこ聞きよるんですよ。炭鉱の保育所やったけん、まだ地域的には炭鉱の人たちの子どもたちが、孫たちが通ってるかもしれん。そういう地域的な話は何でないんですかといってるんです。

○ 児童社会福祉部長

たびたび私の説明不足なところで申し訳ありません。先ほど厚生労働省の保育指針のところのご説明はさせていただいたところでありませけれども、昨年、説明をいたしておりませけれども、飯塚市の保育方針とあわせまして、飯塚市人権を大切にすることを育てる保育基本方針というのを策定いたしております。これなこれにこれを策定させたかということでございますけれども、先ほども説明いたしましたように、合併前は家庭支援保育士を配置してある保育所地域とそうでない地域がございました。合併した中で、新市としての統一した人権を保育はやるべきであると、そういうことの、当然地域にも入って行かさせていただいております。現在3名の家庭支援保育士しか配置できてはおりませけれども、公立15園ございます。この3名の家庭支援保育士が15園の人権保育計画を策定・・・

○ 田中廣委員

私の言ってるのはそういうこと言ってるんじゃないです。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:47

再開 15:03

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○ 田中廣委員

先ほどから休憩になりましたけれども、私としては、15園ある中で、今後民営化が進められていくという中では、例えば今回、鯉田保育所とか、鯉田の保育所を統合するとかいう話は、私は分からんでもございませ。しかし、これを地域住民、やっぱり私に言わせると、同和対策予算でやられたところにはやっぱりそれなりの地域に対して説明もしていただきたいし、またその子どもたちが通う近隣の保護者とか、そういう人たちに、当然こういうこともありえますよということを説明はしとくべきじゃないかというふうに私は思うわけです。そのときにある一定、こういう方向出しましたからここにこういうふうにさせていただきますと言ったら、なかなか曲げにくいところがある。要望というものはそういうものだろうと思います。そこ辺を明確にしていなくて、私は今日は不満足であるというふうに思っております。

○ 楡井委員

それでは私もこの議案についての質疑を何点かさせていただきたいと思っております。

まず第1点は、当初補足説明の中で、10月15日に答申があつて、来年4月1日に鯉田保育園を民間でスタートさせると。この間、10月15日の答申以来、10月18日の厚生文教常任委員会、それから10月22日、11月9日の保護者説明会、これはもう保護者を対象としたものであつて、議員その他の傍聴を拒否された説明会でした。さらに11月16日、説明会、そして11月22日には既に議運が開かれて、ここでこの民営化の方針が提起されてるという流れになっていますね。非常に短い期間に、これだけ大事なものが委員会ではほとんどの委員が発言するような大切な、また関心の高いものを、一挙に審議して押し進めていこうというふうにされてるというふうなきらいがいたします。

それで、11月22日に議運で提案されたということでもありますので、それを部内で意思統一した庁議というんですか、これはいつ行われたのかお聞かせ願いたいと思っております。

○ 児童社会福祉部長

本件の平成16年からの経過については何度も説明させていただいておりますので、そこは省略します。一応この答申が出ましたのが10月12日ではございますけれども、サービスの質と量の向上の部分ちょっと置いときます、本件議案の統廃合と民営化の問題に絞りますと、公立保育所のあり方の専門部会での答申が今年の1月でまとまりまして2月に市長の方に答申をいたしております。民営化と統廃合については一応方向性は決まると、で、今年の6月4日に運営検討委員会を立ち上げまして具体的な箇所を決めていただく協議に入ったわけです。当

然、審議協議を進める中での15園の中のどこなのかと言うところ場所は、当然協議の中で出てまいります。出てまいりました中で最終8回目の協議が10月12日に行われ、市長への答申は10月15日に答申がなされたと、その後、厚生文教委員会に18日に報告し22日の議会運営委員会で関連の条例改正議案と補正予算議案を提案させていただいて、11月30日の本会議初日に議案が提案されたと言うような状況になっています。

○ 楡井委員

そう長々とした答弁を求めてませんよ、庁議はいつ行われたんですかという、非常に簡単なことなんですよ。それで12日に庁議を行って15日に市長に答申したと、これ確認していいですか。

○ 児童社会福祉部長

庁議につきましては10月22日になっています。

○ 楡井委員

庁議が10月22日、市長への答申は10月15日ですか。

○ 児童社会福祉部長

答申は10月15日です。

○ 楡井委員

それでですね、先ほどからの話を繰り返すことになりますが、保護者への説明会が10月22日ですよ、2回目が11月9日、そうすると同じ10月22日に保護者説明会と庁議が行われています。時間はどちらが早いですか。

○ 児童社会福祉部長

保護者説明会は午後6時からです、庁議につきましては午前9時になります。それでちょっと補足させていただきます（余計な答弁は要りませんという声あり）

○ 楡井委員

聞かれたことだけに答えてくださいよ。時間がもったいない。今のようなことは結局10月22日に行われた説明会で出された意見、11月9日に出された保護者からの意見、感想これが庁議には反映していないと、当然市長への答申にも反映していないと。今日いただいたこの文書ですね、苦勞して出されたようですけど、これは保護者の意見はほとんど入っていないじゃないですか、客観的に。これは皆さん方が質問の項目があってそれに対する回答書でしょ。私たちが大事にしたいのは市民の生の声が知りたい、そういうことで何度か担当課のほうにもお願いして会議録といいますか議事録といいますか保護者の意見の客観的に書かれたものをまとめて欲しいと、これはいろんなタウンミーティングああいうところの市民の皆さん方の意見は細大漏らさず非常に生々しい声で書いてあるでしょ。ああいうのがあるわけですよ、それをつくってないというのが今回のこのごまではないかと思えます。したがって市長にも庁議の人たちにもそういう市民の生の声が伝わっていないと言うことになるんじゃないかと言うふうに思えます。

労働組合との話し合い、これはどうなっていますか。労働組合の方は11月16日に話し合いを、申し入れをやられたそうですけど、今もって労働組合の方としてはそれに関する返答も会議の設定もないという風に言われていますが。

○ 児童社会福祉部長

先般来から答弁していますように労働組合につきましては保育部会というのがございます。保育部会のほうと今年の2月に正式に提言書が提案されましたから、今後の統廃合、民営化の方向性で進んでいくという打ち合わせは逐次時期を照らしながら打ち合わせをしてきたところでありまして。それで一応最終的な委員長、副委員長あたりとの協議説明につきましては、その間断続的にやっていって来ますが、最終的に11月21日に協議が完了と。あわせて行政改革の基本構想から実施計画の中で民営化統廃合の問題については組合も基本的には合意と言う

ところで過去から進んできた経過もあっています。そういったところでご理解いただきたいと
思います。

○ 楡井委員

組合の執行部の方もですね、行革には反対ではないと、今までも協力してきたと、しかし今
回のこの問題についてはね、そういう意味での十分な意思統一が出来ていないと、そして11
月6日の11月16日の申し出に対してもきちんとしたアクセスがないというふうに言われて
います。今何か21日に話し合いをしたと言われていますが、それが正規のものであったのか
どうかですね、これはここで言えば水掛け論になると思いますから、16日の申し入れに対す
る提案について組合の方にもきちんと対応しておいていただきたいと思います。

それから説明会等でアンケートを集めて欲しいという要望も出たと思うんですね、これはど
うしても必要なことなんですよね、特に地域の人たちに集まって下さいと言ったって、そうは
行政が決めた日にちにさっさと集まって来れるような人たちばかりじゃないと思います。そう
いう意味ではこのアンケートを取ると言うのは市民の意見を掴むと言う意味では非常に重要な
内容なんですけど、これに対してはどう対応されましたか。

○ 児童社会福祉部長

特に鯉田の保護者説明会の中では保護者に対するところのアンケートを取って欲しいという
希望は出ております。そのときの説明の内容につきましては保護者の皆さん方だけのアンケー
トを取るということについては考えておりませんと、しかしながら次世代の後期計画をつくっ
ていく中における全市民の抽出調査によるところのアンケート、ニーズ調査は来年は行いま
すという説明をさせていただいています。なお、課長がさきほど説明しとりましたけど鯉田保
育所の説明会の出席者につきましては10月22日が52名、11月9日が40名、12月7
日が6名とだんだん出席者の方も減ってこられますとともに、いずれにしましても欠席されて
るところの保護者の皆さん方、それと意見を言われてた保護者の家庭にはそれぞれ訪問をさせ
ていただいた中で説明なりお願いをしているところでございます。受け取り方の問題もあろう
かと思いますが、大きく保護者の説明会の中で疑問を抱かれていたのはひとつ言われますアン
ケートの調査をしていただきたいと言うことと、なぜ鯉田に決まったのですかと、ここの疑問
が大きかったと思います。配付している中にも書いていますように、私立になったら保育料が
高くなるんじゃないだろうかとか、いろいろ説明不足の部分があった、それともうひとつ一番大
きいのは私立になったら先生がみんなかわってしまうんじゃないかと、そういった疑問を抱か
れていました。横田の場合は(いらん答弁はしなくていいよという声あり)概要の説明ですか
ら。(アンケートを取らなかったことに対する対応をどうしたかだけ教えてくださいよという声
あり)

○ 楡井委員

それでは先に部長にお聞きしますけど、アンケートは来年取るんですか。そのことだけ返事
してください。

○ 児童社会福祉部長

後期計画の策定に向けてですね、全体の次世代の計画を取る中でのニーズ調査は実施する予
定にいたしております。

○ 楡井委員

市長、今、数点質疑がありましたけど、この結果を市長どう思われるでしょうかね。10月
22日1回目の説明会この日は午前中に庁議を行ってそして説明会に臨んである。説明会の内
容については全然庁議には反映していない。ましてや答申が15日ですから市長には当然市民
の声が生には伝わっていないという結果なんですよね。そして11月22日、1回目の説明か
ら僅か1ヶ月で既に上程もされていると、なぜこんなに急ぐのかというふうに思うんですよ。
この点について市長どう考えておられるのか、生活者の視点というふうに言われて市民ととも

にということをつつも強調される市長なわけですから、この間の経過についてどう考えるか述べていただきたいと思います。

○ 市長

今この点は鯉田保育所の件だけで回答と言うのもちょっと私も、民営化そのものに対する我々の取り組み方の、やり方の相違があたったり、また手法が違ったり、まあ、この後にまた出てくる問題もありますけども、鯉田保育所という、その場所じゃなくて今楡井議員の言われるのは我々にその情報が入って中における答申ということに対して疑問だと言われるわけですね。(方針についてですという声あり) 方針について。基本的にこれは非常に荒っぽい私の言い方も分かりませんが、やはり民営化というものはこれからの行政の中でやっていかなければならないというのが、非常に私の中に前提としてあるわけです、行財政改革の流れの中に、だけでもその中において本当にその地域が望まないことであれば、私は問題としてこれは止めるべきだと思うんですけども、答申を受けた後も私も実際に保育所に行きまして、お母さん方に民営化の意味を説明させていただきました。2回、日にちは22、23ちょっとその近辺で行かせていただいて、最後まではいませんでした。話は私は聞いたつもりなんです。それで、その中でその後の報告を随時担当部長の方からこういう反応でした、こういう反応でしたというのを受けながら現在があるわけで、非常に大きな反応でこれがどうも難しいなという判断に至っておりませんので、今回の厚生文教委員会の中にもそのまま上程させていただいたという状況でございます。

○ 楡井委員

この鯉田の地域は先般幼稚園があつてこの幼稚園も廃止になつてますよね、この状況についてもお聞きしようと思つてましたけど、合併前のかかなり前のことで現在担当の課長さんたちはつかめていないという状況なんです。ですからこういう公立の幼稚園が無くなり、公立の保育園が無くなる、そして鯉田支所もいつの間にか出張所になってしまう、鯉田地区から公の施設が撤退してしまつてますよね。鯉田で幼稚園を希望する人は川を越えて幸袋に行くか、今まで全く馴染みの薄かつた鯉田の幼稚園に行かなければいかん、こういうことだと思うんです。こういう状況もこの答申を審議した今度の提案の中に加味されてるんだらうかと言うふうに思うわけですよ。どうでしょうかね。

○ 児童社会福祉部長

幼稚園の統廃合につきましては十分に認識いたしています。今回の検討委員会の中でも15園の中で再来年、21年の4月1日から民営化する場所の決定の協議検討の中で事務局のほうからの説明もしています。私も委員としての対場の中での発言もさせていただきました。15園の中でも幼稚園の統廃合の問題があるから一番地域的に理解を得にくい場所と言う問題は大きいですよという提案なり指摘はさせていただいたところですが、委員の中の意見として保育所は公立でも私立でも内容的には変わらんじゃないですかと、これは委員の意見ですよ、そういったある一定私立になれば柔軟な保護者のニーズにも対応できるのだから過去の幼稚園の問題と言うのはそんなに考えなくてもいいんじゃないかと言うような委員の意見も出たところあります。最終的には委員会の結論としては総意といたしまして鯉田保育所という答申が出たということでございます。

○ 楡井委員

昨日の本会議での質疑もこの何で鯉田なのかと言うことが強い意見として出されたんですよ。これがまだなかなかスッキリ回答といいますか答弁が生まれていないんですね。保護者の皆さんたちの意見も依然としてそこにあるんじゃないでしょうか。ましてや繰り返しになりますけど幼稚園が撤退し、だからその、検討委員会の中で鯉田だと言うふうに決めた根本的なところはなんだろうかという疑問がどうしても拭い去れない。横田のやつが、ずっと以前の資料がありますが、その点は、横田のやつは非常に明瞭に、文章は短いですが4行くらいしかあり

ませんが明瞭に書いてありますよ。なぜ鯰田なのかと言うのは無いでしょ。きちんと、すきっとするような答弁をお願いできませんか。

○ 江口委員

昨日の本会議の中でもあっていましたが、なぜ鯰田なのかというところについて答申の13ページの10の視点に関わるそれぞれの詳細な点数表とかがあるのであればその点数表、若しくは別の資料があるのであればその資料をお示しいただきたいと思っています。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:27

再開 15:28

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

鯰田を決めた理由につきましては、何度も説明させていただいていますので改めては説明はいたしません。ただ10項目にわたるところの観点から種々検討した結果が最終的に鯰田保育所と（資料はと言う声あり）資料については、この報告書に記載の通りでありましてそれぞれの項目の分析のやり方は課長の方から説明したとおりであります。点数表等についてはございません。

○ 委員長

江口委員それでいいでしょうか。

○ 江口委員

はい。

○ 楡井委員

検討委員会の構成メンバーについて若干お聞きしたいと思います。この保育所の問題を検討する委員会のメンバー、現在の5人にした考え方についてお聞きします。更に中小企業診断士という人を加えた理由、更には税理士を加えた理由、この3点をよろしく願います。

○ 児童社会福祉部長

選考の考え方につきましては縷々説明してきたとおりでございます。特に中小企業診断士と税理士を入れた理由につきましてはあくまでも本委員会につきましては来年に予定しています、条例が可決されれば公募した中でこの法人に譲渡するかと言うことを決めると言うことになったときにはどうしてもそういった税理士とか中小企業診断士等々の専門家を入れておいた方がいいのではないかとこのところで判断いたしております。委員の数が5名と言うことですが、5名の根拠と申しますのも行革の流れの中でのひとつの適正な委員数というものも一定想定した中での検討委員会の定数の配置をさせていただいています。

○ 楡井委員

メンバーの検討委員会の考え方について5人に絞ったと、行革の流れだと言うふうにいわれていますけど、これ、1回会議を開くのにどのくらいお金が掛かるものでしょうか。ましてやひとつの保育所を、また15の保育所の運営を決めてしまうと言うような重要な検討委員会なんですよね。これをその、行革でお金が掛かるから人数を絞ると言うような考え方で果たしていいものかどうかというように思うんですね。それで市民の公募の方が1人だけと言うふうになっています。公募についてはその他に手を挙げられた方がいるんじゃないですか。

○ 児童社会福祉部長

公募をおかけしまして3名の方の応募はあります。最終的にいろんな申し込み理由とかどういったことをこの審議会ですりたいと言うような意見や何かを出していただく中で最終的に2名の方は辞退されて結果的にはこの委員になられた1名の方が残られたという経緯になっ

ています。1名の方ということで1名だからそのまま委員にお願いしたということではありません。本人さんの審議会に対する考え方とか過去の経験等を十分判断させていただいた中で公募の委員に就任をお願いしたと言うことでございます。

○ 楡井委員

公募に手を挙げられた1人の方から私は直接お話を聞いたんですが、横田の保育所のときの保護者なんですよね。そういう意味ではそういう体験者の意見というのも検討委員会の中に非常に大切じゃないかと言うふうに思うんです。しかしなぜ辞退したんですかという我々の側からの質問に対しては、その人が言われるには、会議を、検討委員会を日中に開くので参加できますかと言うふうに役所のほうから問われたと、自分は日中は参加できないと言うようなために辞退したと、こういう流れをきいています。このことが事実かどうかということをお聞きしたいと思います。

○ 保育課長

先ほど部長が申しましたように3人の申し込みがあったということです。その中で最終的に1人の方に決まったんですが、この方につきましても今言われましたように横田の民営化されたところにも従前おられたという、非常にそういうことでも精通されていたという状況とかそういうこともございまして、最終的にはこちらのほうになったと言うことでございます。

○ 児童社会福祉部長

今の委員さんも横田保育所の保護者なんですよ。今別に2名おってあった中の1名というのが、時間が昼間だからと言うことですが、結果的にはこの答申書の中に上げていますが、時間は基本的には午後4時でして居るんですね、ただ現地視察はどうしても時間が掛かるものですから土曜日や何かもお願ひした中で午後1時というのは入っていますけども。すいません、そこらへんのところの時間が昼間ということでもないと思います。一応午後4時からの開催が基本ベースでさせていただきます。現在の審議会もわりと開催時間は昼間ではなく5時6時も多くなっているとします。

○ 楡井委員

午後1時は昼ですよ。4時といたって昼でしょ、中途半端ですよ。こういう時間に参加できなければ審議会に参加できないということの裏返しじゃないですか。更にですねこの検討委員会には先ほどいわれた5名という行革の方針が反映した人数だと言うことでありますけど、やはり保育所を具体的に運営していくに当たってですね、保育士さんの意見とか、食事を作る栄養士さんの参加とか、出来ることなら医療機関の関係者とか、こういう人たちも加えた意見、それを集約していくことが大切なんじゃないかというふうに思うんですね。そういうところが無くて行革の視点からだけというような人数の絞り方、これはやはり問題があるんじゃないかと思うんですが、そうは思いませんか。

○ 児童社会福祉部長

私の説明の仕方が悪いと思いますけど、次世代の委員さんそれと専門部会の委員さん、次世代が20名です、専門部会のときが15名です、それで方向性が出ました、基本的には場所をどこにするかといったところでの一応5名という考え方でいます。もちろんこの審議会だけの意見を聞いてるわけじゃありません。現場の職員の所長、保育士あたりのヒヤリングや何かは再三再四、私も合併以降いまの部の辞令をもらったあと職員の意見、現場の声を十分にお聞きし、また次世代の20人の委員さん、専門部会の15人の委員さんですね、聞いた中での方向性は見出してきてると言うふうに考えてきています。

○ 楡井委員

この検討委員会、これは今後民営化していくための譲渡先といいますか、これを決める権限をもった委員会ですか。

○ 児童社会福祉部長

答申書の中のですね、23ページくらいですか、規則を掲げています。それで今後、委員いわれそうですような審議をお願いしていくことになると思うふうに考えております。

○ 楡井委員

この5名の中のときに中小企業診断士、それから税理士、この方たちは他の検討委員会ないしはあり方こういう組織にダブって委員になっておられませんかね。

○ 児童社会福祉部長

市も、審議会の数が非常に多いので全ての確認はいたしていませんが、指定管理者の選考委員会の委員にこの中小企業診断士と税理士の先生は委員を務めておられます。

○ 楡井委員

非常に重要なことではないかと思うんですね。民間のこういう人たちが市の施策にきちっと関わっていく。それもそのいろんなところで直接掛かっていく。特にこれから先、行革という市民にとって見ればあまりありがたない方向が打ち出されようとしているときに、同じような人たちが相手はかわるけれども同じ行政と一緒に仕事をするわけですよ。そうしてもここに馴れ合いとか、そういう望ましくないことが生まれる可能性があると思うんですね。これ今から何年か同じ場所で同じ仕事をしていくわけですから。確かにこの保育所問題検討委員会は部長とこの2人の方はこの1箇所での続きだと思います、このテーブルとしてはね。しかしこの人たちはまた別のところで同じ市の部長さんと会われるわけですよ。そういう状況が生まれて、そして譲渡先までそこで決定していくという権限を持った人達なわけですね。具体的にどうこうという形は出てきてませんから何ともいえませんが、そういうことは十分注意した上でやってもらわないといかんと思うんですね。おわります。

○ 江口委員

この検討委員会のスタートのところから私は、ボタンの掛け違いがあるではないかと思っております。先ほど部長のお話の中では、民営化と統廃合は方向性が出ていると、次世代育成の専門部会とかの提言で出ているというお話がございました。私は、そうは思っていなかったんですね。この公立保育所運営検討委員会が附属機関として設置されるときには、提言の中でこういった部分を検討しなくてはならない。だからそれについてしっかり審議をした上で、きちんとした、飯塚市の公立保育所としては、こういった機能を果たす。そしてゴールとしておおよそ、こことこことこ、こういった機能が必要であるから何園を公立保育所として運営をする。そして、そうでないところに関しては、民営化なり民間委託なり、若しくは統廃合なりを考える。そういったゴールの姿が描かれるものだと思っていました。でも今のお話の中では、最初からどこをしようかというお話です。どこをしようか、だから学識経験者は中小企業診断士と税理士なんです。一番最初の公立保育所をどうするという視点が、この検討委員会には欠けていたんだと私は思っています。答申の中を見ても、やっぱり分からないんです。よく読んだら分かるかと、昨日の本会議でも言われましたが、よく読めば読むほど分からない。よく読めばよく読むほど、ある意味つまみ食いのような一箇所一箇所、とりあえず一個やろうと、来年次も一個だと、いうふうに見えるわけです。そういったかたちのスタートだったのであれば、それこそ最初が違うと思っています。そのことを先ず一点指摘をしておきます。そして、保護者の方々とのお話について、お聞きいたします。保護者の方々から、意見については、このまとめられた説明会の概要では載っていないという同僚委員からのお話がございました。保護者の方々が意見としてどういったことを言われたのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

配布させていただいております、まとめということで、保護者の皆さん方の言うておられる内容が分かりにくいというところで、確かにその部分も言えるかとは思いますが。そこに鯉田保育所の一回目と二回目の説明会の概要、それと鯉田の部分やなんかも付けておると思いますが、先程大きく二つと申しました。何故に鯉田なんですか、アンケート調査をしてください。

それともう一つあえて言うならば、民営化がどうしても必要なんですかというような素朴な疑問です。それと一番保護者の皆さん方が言われたのは、私立になったら先生がみんな代わってしまう。これがやっぱり一番不安ですよということのウエートは非常に大きかったというふうに考えております。その時は、その資料の中にもあげておるとは思いますけど、説明しました内容が横田でした時には臨時さんが一人だけ市立の方の先生として引き継いでいきました。今回、鯉田につきましては、保育士の数が現在は職員と臨時含めて20名体制でいっております。約20名体制でいく中で、今の臨時さんも残るし、来年の4月1日には臨時職員は10名以上必ず配置します。基本的には、その臨時職員さんは再来年の21年の4月から民営化になったときには、移管先の法人の職員、最初から正規職員とはいかないと思いますが、職員で引き続き仕事を続けると、出来れば来年の4月からは副担任という位置付けにしとりまして、民営化後は担任に変わって行って、極力園児さん、保護者のみなさんの不安とか戸惑いを少なくしていこうというような対応で考えております。これは、募集要項にも掲げていく方向では考えておりますというような説明をさせていただいたところです。一番最初は特に保育料の問題とか、延長保育は絶対利用しなきゃいけないのかとか、そこらへんの疑問とか質問も出ましたけれども、回を重ねるにつれてのご理解は、ある一定得てきたのではなかろうかと判断しております。それと特に、家庭訪問させていただいた中で、やっぱり欠席をされとった保護者の中には、民営化いいじゃないですかと、新しい延長保育とか出来るというのはありがたいと言われる保護者も事実いらっしゃる。ただ、3世帯だけ延長保育について反対と言われた保護者の方の現状と言いますのが、今勤めている会社は保育所に6時まで迎えるに行かなくてはいけないから、残業をしなくてよいと、これが延長保育になったら会社の方から1時間でもいいから残業してくれと言われてそうで、それは困りますという保護者の方もおられたことは事実であります。

○ 江口委員

今の最後のお話、私もそのお話を聞きましてびっくりしました。そういったニーズがある。ちょっと裏返しをすると、今3世帯と言いましたが、私が聞くともう少し多いと聞きました。今、鯉田保育所は、定員を超えて4月1日現在から入っておられますよね。ある意味、今鯉田保育所に行かれています方は、今の鯉田保育所で満足してるのかもしれないんです。休日保育、延長保育、これは逆にやってほしくないのかもしれない。もしそこで言われたように、休日保育、延長保育始まったと、そうすると転園を考えるか、若しくは残業するのか、働きかたも変わるわけですよ。そこでもきちんとした、果たしてその部分がどれだけおられるのか。だからこそ、保護者の方々はアンケートをしてくれと、ニーズ調査をしてくれというお話をされたんだと思います。それもやっておられないわけです。そして、一番最初に言った大きい部分、先生のお話がありましたですね。確かに、どこの保育所の民営化の話聞いても、ここが不安なんだというお話が出てきます。その中で、今のお話は、民営化されたところに、法人の方に行きたい保育士さんをそこに集めると、そしてその方々を先ず臨時さんを副担任というようなかたちで置いて、それを引き取っていただきます。一見聞くと、いい話なんです。ところが、移管先の法人からしてみればどうかなんです。果たして、その方々を受け入れるつもりがあるかどうか。横田ではお一人と言われました。横田でも、その話がありました。受け入れていただきたい、引継ぎがスムーズにいくようお願いをしたいというお話がありましたが、現実としては一人です。ある保育園の方にお話を聞いたら、どちらかという受け入れたくないよというかたちになるのではないかと、給与の水準であるとか今まで働いてきた職場の風土であるとかいうことを考えると、私達はそれよりも新規できちんと選びながらやりたいというお話があります。そういった受け入れ態勢についてもまだまだ不十分な分があると思っております。そして、あとちょっと保護者の部分をお聞きしていきます。責任はという部分に関しては、何か事故があったときどうなのか、その不安があるんだと思っております。そこに関しては、どうなっていますか。

○ 児童社会福祉部長

保育所内におけるところの事故の補償につきましては、公立につきましても私立につきましてもスポーツセンター安全保険というのに入って対応しておるところでございます。

○ 江口委員

その安全保険で本当に済む範囲なのかどうかですよね。例えば、市にあればある意味受けているところの大きさの安心感があるんだと思っております。じゃあ、そうして果たして安心なのかどうか差を感じておられる部分もあると思いますので、それについては、まだまだ説明が必要なかなと思っております。そして、本当に変わらないのか、サービスが本当に変わらないのかです。何もかも変わりませんとお話をされてたと思うんですが、そこについては本当に変わらないんでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

サービスの内容の具体的なところというのが、非常に言葉で言っても難しいと思うんですけど、これ私が昨年この担当部長になりまして、譲渡受けられた横田保育所の園長なり保育士さんと話す機会があるもんですから保育サービスのことでお尋ねしたら、17年に民営化したときに、横田の場合は保護者の方の希望として0歳児が卒園するまでは、公立のままのサービスを継続してくださいと、保護者会の方の了解がとれたら新しいサービスとか保育内容も変えていいですよという約束事で民営化がなされたと、園長と保育士さんに聞いた時に、今現在3年目に入っておるわけですけど、公立と同じサービスをしとりますと言われて、少しはいろんな新しい考え方で保育もしたいけれども、今のところは保護者会の方の了解がとれておりませんのでというようなお話は昨年も今年もお聞きいたしております。

○ 江口委員

その時は、横田を引き受けたコウジュ会さんでしたっけね、それと保護者と市が間に立って合意が出来ていたんだと思います。今回は、同じようにされるのでしょうか。最初の募集の中で、これについては保護者会からこういった要望がっております。これについては、守っていただきますというところからスタートするのでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

鯉田保育所の保護者説明会は、現在は3回目をひらかせていただいております。3回目の説明会の時に、今後の募集要項とか保護者の皆さん方のご希望とか、そういったことをお聞きするために、年開けて1月にまた、日にちまではまだ決めておりませんが、開催いたしますし、再来年の21年の4月に民営化をした後についても機会をとらえて保育課と保護者との懇談会は継続して続けていきたいと思いますというお話はさせていただいております。

○ 江口委員

そうなのであれば、それが合意が出来た後で、この議案が出てくれば、そうやって約束が出来ておりますという、私達もそれは安心してこれをやりましょうというお話ができるかと思っております。しかしながら、まだその部分はまだ出来ていない、何故ならニーズ調査自体がアンケートをやっていない、そういったところで実際に保護者がどう思っているかが掴まれていない現状があるんだと思っております。先ずそちらをやってから、民間の方々に頼むのであれば、それぞれ募集要項はこういった形です、これこれこういった形の保育をさせていただきますと、そういったところまで含めてやるべきだと思っております。次に移ります。お金の面です。本当に変わらないんでしょうか、保護者の負担というところでは。

○ 保育課長

先ず、保育料につきましては公立、私立であろうが変わりません。あとお金の負担という、例えばサービスをその分するという、話が先ほどあったんですけど、延長保育をするというのは利用者にとって当然月額2,500円いるとか、そういうことは利用者にとって負担増が部分的にはございます。ただ、基本的にはサービスが同じであれば、今の負担と一切変わ

らないということです。

○ 江口委員

昨日ばったり同級生に会いました。その彼が、今ちょっと保育園の問題があっており、彼もそういったことを知ってて、その彼は私立に子どもさんを預けております。実は、一緒と思っただけ、違うんだよね。例えば制服です。そしていろんな何かをやる時に、道具とかそういった部分も含めて負担が違うというお話があっております。そういった部分も差として確実にあるんだと思っています。そして、障がいのある方々、ここが大きく変わると思っております。今、公立の保育所は障がいの受入をしていただいておりますよね。鯉田を民営化した後、障がいのある方々は引き受けることが移管の条件として付けるおつもりですか。

○ 児童社会福祉部長

答申書の中にも述べておられますけども、特段の配慮が必要な園児さん、発達障がい等の障がい児の問題ですけど、これは今後とも基本は公立が担っていくべきだという方向性は出ております。しかしながら、保護者の希望が一番の基本になろうかと思っております。今現在は、鯉田保育所には障がい者の方の入所はあっておりません。しかし、将来的に障がい者の方の入所希望が出来たときには、現在も一緒ですけど、基本的には公立保育所の方を利用されるんですかという説明はさせていただきます。結果的に、保護者の方が私立はいいですよと、鯉田がいいですよという希望になれば、それは私立の保育所の方に保育課の方からお願いしたなかで、受入をお願いしていくというようなかたちになると考えております。

○ 江口委員

とするならば、例えば鯉田に住んでいる方にとっては、公立のままあっていたら、障がいがある子どもがいても、ここで預ける事が出来ると思ったのが、選択肢が一つ確実に減るわけです。お願いをして、やっていただけたらという話ですが、そこで最初の条件にならないのであれば、確実にそれは減ることが有り得るわけですよ。私立でも障がい者について受入をしていただいているところは、確かにあります。この資料の中でも、24ページにございますし、それは存じておりますが、ただこれが何もかも変わらないというと、そうではないわけです。障がいを受け入れるところが1箇所確実に減るかもしれない。そこらへんも含めてきちんと検討したうえでやられないと、その部分はお父さん、お母さんの懸念として、若しくは地域の懸念として残っていくと思っております。そこについては、検討はあったんでしょうか、無かったんでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

募集要項に関わってくると思っておりますけど、これは私の説明の仕方が悪いと思っております。私立であっても、障がい者の受入、現在の法人はどこもされます。ただ、公立が担うべき役割というとりま弱者対策、障がい者対策というのは、これは将来的な問題です。今現在、公私立とも資料に付いておりますとおり、障がい者の受入はやっております。だから、鯉田保育所が民営化になっても、民営化した保育所で障がい者を受入しませんということにはなりませんので、よろしく願いいたします。

○ 江口委員

しませんということなるお話はしておりません。しないということが有り得るというお話です。そうですよね、条件として付けないのであれば。確かに、私立でやっているところあります。けどもそれは、障がいの程度によってそれを見ながら受け入れる、受け入れないの判断をされています。それは、公立もそうかもしれませんが、公立の方がより受入をされているんだろうと思います。もしそうであれば、選択肢は確実に一つ減るわけです。そこについても、検討が不足していると思っております。受入先が心配なんですよ、保護者の方々は。選定委員会に参加させてくれという要望があったと思っておりますが、どうでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

3回目の保護者説明会をしたときに、保護者の方が1名希望をされ発言をされております。

○ 江口委員

それに対して、どうお答えになったのか。また併せて、他の市町村も民営化の事例の中で、選定委員の中に保護者の代表等が入ったことがある事例をご存知かどうかをお聞かせください。

○ 児童社会福祉部長

現在の公立保育所運営検討委員会で選考までお願いを考えております。公募で保護者の方1名が委員として入っていただいておりますので、鯉田保育所の保護者の中から委員に就任をお願いするという考えは、現在のところありません。説明会の時も、その旨説明をさせていただいております。

○ 江口委員

公立保育所の検討委員会の答申の中にも、しっかりとした説明のもとに進めるという一文があったかと思うんですね。一番最後ですね。今後の検討の中に、後段です。公立保育所の適正配置及び民営化については、コストダウンという趣旨のみから行うものではなく、しっかりとした経営哲学及び運営理念に基づいて行うべきであり、児童及び保護者が不安感を抱かないように十分な議論を重ね、適切な状況判断のもとに実施することが必要ですとあります。まだまだ保護者は不安があるんだと思っています。部長は、だんだん理解が得られてきたというお話をされました。しかしながら、参加者も60名から減ってきて、更に直近の分は6名でしたですね。お話のなかで聞いたのは、私はこれはあきらめなんだと、失望なんだと、言っても聞いてくれない市役所に対する失望で、それだったら結局決まってるんだから、来ても来なくても一緒だという失望だという話を聞きます。そしたら、本当に不幸だと思うんですよ。子ども達のためにやりたいわけですよね。そしたらこの部分に関しても、もっときちんと議論を深めながら、保護者の方々が、そして地域が本当にこういった保育所であっていただきたい、そのために民営化してもそれが出来るのであれば喜んで賛成しようという話になるんだと思います。私自身も民営化に関しては、反対ではありません。やる分は、十分あると思っています。保護者の方もそういうお話をされます。だけれども、きちんとそこで意見が反映されること、そして不安な点をきちんと潰していくこと、それが終わった後でゴーサインを出さないと、今ここでやってしまったら、走り始めますよね。もう21年の4月というのが決まってしまって、後回しというか結局そのタイムスケジュールに追われながらになろうかと思えます。そのことを考える時に、そのタイムスケジュール、先ほど今後のスケジュールどうなるのかというお話をしたんですが、まだお答えをいただけていません。先ずそこをお答えいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

スケジュールの関係につきましては、厚生文教委員会の方にもお願いをさせていただきたいと思っておりますけど、募集要項につきましては協議を、来年の1月になろうかと思っておりますけど、そこでお願いをいたしまして、早ければ2月、遅ければ3月に先ず公募、市報による募集記事を載せたいと。これは一応二段構えで考えております。2月ないし3月で募集をして、4月までずれ込むこともあるか知れませんが、後の選考につきましては早ければ3月、4月というようなスケジュールになってこようかなと思います。そういった格好で現在のところは考えております。それと期間が非常に短いということでございますけど、横田のときには議決は4ヶ月前にとらさせていただいております。今時点で全て保護者の皆さん方のご理解、不安とか戸惑いは完全には無くなりましたという状態がベストとは思っています。しかしながら、今後まだ1年4ヶ月、再来年の4月のことでございます。今後とも私どもは、保護者、地域住民の方、また議会に対しましても粘り強く説明し、ご意見をいろいろ聞いた中で、民営化の作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

十分な議論の後に結論を出すべきだと私は思っております。その観点で、あといくつか質問

をさせていただきます。受け入れる私立の運営側に関してお聞きします。私立の保育園連盟にお話をされたということでした。そうすると受け入れるところは、候補としては私立の保育園連盟、市内に限って公募をするという理解でよろしいですか。

○ 児童社会福祉部長

今の質問は、本当にありがたい問題提起していただいていると思います。そこらへんのところも、所管の厚生文教委員会のご意見等をお聞きさせていただきたいというふうに考えております。ただ現在の基本ベースといたしましては、今の私立保育所16園の法人等を基本ベースでは考えております。ただ、いろんな意見を個々にお伺いする中で、市内限定がいいとか、もう少し福祉法人、宗教法人、財団法人があるわけですけど、その法人以外にプラスしたほうがいいのではないとか、福岡県内がどうかとか、全国に発信するべきではないかというご意見はいろいろと聞いております。そこらへんのところの募集の範囲につきましては、今後とも厚生文教委員会のご意見をお聞きした中で、公立保育所検討委員会に諮問をしていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

意見を聞いた後で、安心してスタート出来る時期になってこの議案がとおるのかなと私は思っております。参加資格、そういったお話がございました。私立の保育園連盟との話、会合をされましたね。それでどういった話になったのか、意見要望等が出たりしているのか、そのところお聞かせいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

要望の大きな点と言いましたら、希望としては今の飯塚市内の私立保育所の法人で対応したいという希望が大きく一点と、それともう一つ、これは大きな問題になりますけど、民営化するときに建物の無償譲渡を横田の時はいたしております。それで鯉田の場合の建物も横田と同じ条件に当然なるのでしょうかというような質問が出ております。その時に、先ほど課長の方も説明させていただきましたが、横田は平成17年に民営化しまして、鯉田の場合は平成21年になります。それで建設時期が、鯉田の場合は平成6年に改築をいたしております。横田の場合は、昭和63年の改築ということで、当然建物の資産評価が違っていると、そういうことで今度の12月の補正予算の中で、不動産鑑定の手数料の予算をお願いしております。基本は、横田がベースになりますので、鯉田保育所の建物の評価がいくらでるか分かりませんが、その評価の結果を参考にした中での、条件提示にはなってくるであろうという説明はさせていただいております。

○ 江口委員

うちはちょっと受ける気ないよというお話とか、あったとお聞きしてるんですが、またあと要望書が出たというお話を聞いているんですが、どうですか。

○ 児童社会福祉部長

要望書が出たと、組織の問題などいろいろありまして、出されたと言えれば出されたと、私保連と私立保育所連盟、公私立の連盟と私立だけの連盟があって、なかなか組織的に私としては、私立保育所連盟とお話ということで指しておりますけど、実際持っておみえになったのは、私立の連盟の代表ではなく公私立の代表の方がおみえになっております。今言いますような内容の要望は、一応文書では出されておることは事実であります。

○ 江口委員

保育園の運営がそうそう楽なわけでもないんですね。働いておられる方の労働条件とか見ても、かなり厳しいものがある。それは平均年齢見ても、やはりそうですよね。その厳しい中で、本当に手を挙げられるのかどうかというのを迷っておられると思うんですね。あの時、横田やらなくて良かったという話を複数のところから聞いたわけですよ。手を挙げただけで、止めて良かったという話をですね。また、横田を受けたところからは、やはり大変だという話を聞

くわけです。そこを考えるとですね、そこときちんと話をした上でやらないと、結局公募はしました、尻は決まっています、21年4月は決まっています、ところがいけませんという話になったら、それこそ目もあてられないかたちですよ。そういうことを考えると、そういった部分も含めて終わらせて、結論を出してゴーサインを出すべきだと思っております。あと、お話の中で名前を変えるなどかという話があるんですが、それとあと費用は有償でいただくよというかたちにしかならないのかという話があったと思うんですが、そこらへんはどうでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

園の名前を変えることを了解してほしいという要望も出ておりました。ただそのところは、基本的には鯉田保育所と、横田保育所も一緒ですけど、過去からの地域との関わりもあっておりますので、基本的には鯉田の呼び方については継続していただくような方向になるのではないかなと、そのところも募集要項でどこまで決めるのかというのも一つの問題がございますけど、そういったところで考えております。

○ 江口委員

そうならば、募集要項がきちんと確定したうえで、ある意味受けていただけるという安心感がある後でやらなくてはならないと思っております。でもある意味考えると、市内の社会福祉法人と今やっただいているところと限定したとします。そうしたとしても、どこで手を挙げようかと、今は1園しか候補に上がっていないわけです。あと残りうちに近くここが欲しいんだけど、でもここはいつ上がるんだろう、上がらないのではないか。やっぱりゴールが見えないんですよ、この答申は。そうすると、受ける側も受けづらい部分があります。そしてまた、今の予定では、国の基準で運営費の補助金が出てくるのでその中でやってくれという話だと思っておりますけど、現実的に一気に職員ががっと増えることを考えると、そのコスト等を考えると本当に大きなリスクになるといった部分もあるかと思えます。そういった部分に関しては、どのように判断しておられるのかお聞かせください。

○ 児童社会福祉部長

ようするにこれは保育所に限りませず、事業を起す時、経営する時は、私は基本は人材と金、この二つと思っております。人員の配置につきましては、先ほどから言っておりますように、現在飯塚市の保育所の臨時職員さんの人材確保についての10名以上は間違いなく一つは出来ますよと、後の保育所の運営費でございますけど、概算でいきますけど120人の定員の保育所であれば年間1億円を超える運営費が国の基準額に基づいて交付されるようになります。財源構成は、国が4分の3、市が4分の1で適正な保育所の運営をするだけの運営費は保育料の収入率とかには関係なく、民営化を受けた法人には交付することになります。

○ 江口委員

人とお金という話がありましたが、人とお金とやっぱり将来を、未来像だと思うんですよ。ところが、飯塚は公立保育所の議論の中では未来はまだ見えないわけです。一步だけが見えたんです。その先ずっとが見えないわけです。その中で、手前だけが明かりがついているところに、ここに行くかどうか決断しなくちゃいけないわけです。これは、それを決める側に見ても、不幸だと思っております。やっぱり、ゴールをきちんと示した上で、その対してそれぞれがどうされますかというお話をすべきだと思っております。そしてまた募集の範囲ですね、今市内のというお話がありましたが、いろんな所で、市内外でやっているケースがあります。全国の公募をされているところもあります。その部分も含めてきちんと議論をしなくてはならない。だって、この1回目の話がそれから後をある意味決めてしまうと、ある意味一番最初の見本になってしまうからです。そこが、不安定なまま走り出すのは、私は問題があると思っております。先ほど、十分なお金が下りているというお話がありましたが、実際には岩波のブックレットの話から読ませていただきますと、実際民間保育所に支払われている人件費は、結構まだまだ厳しいと、国家公務員の行政職2の2等級3号棒の給与を使って計算された人件費

が、これちょっと古いかもしれないんですがその基本給は177,000円でしたというところなんです。これで言うと、保育士として20歳から始めたとして、おおよそ5年目の25歳の時の給与にあたりますというわけですよ。そうするとやっぱり本当にプロとしてがんばれるかと、どうしてもある意味安いところで働くからどんどん入れ替わるという部分があります。本当にそれが十分なものがあるかどうか。だからこそ、私立の保育所に対していくつかの自治体では運営費をプラスで出している分があります。大宰府でもそうですよね。大宰府でも、月額単価の100分の150までを上限として出すところがある。そういった部分もまだまだ検討がなされていない。特別保育、延長、休日というお話がありましたが、それに対する国の補助も十分な額ではないですよ。そのことを合わせると、本当にここの募集要項に何を書こうという部分は、慎重にしないといけないと思っています。そういった部分も併せて、一旦保護者の意見、そして私立保育所の意見、そしてまた有識者の意見等を参考人をお呼びしながら議論しなければならないと思っています。この点については後で、委員長においてお取り計らいをお願いしたいと思っています。後もう1点、颯田です。颯田は今度統廃合をして、一つを建てるというお話がありました。場所も決まっていると、東の方に50mでしたっけ、東の方に少し移動した所という話がありましたが、本当にそこで建てるのがいいのかどうか、特例債を使って、一見有利な話かも知れないけど、颯田は小学校一つ中学校一つですよ。幼小中それを一環という話もちらっと聞いたりしておりますし、それに保が一緒に入ればという方もおられます。そういったものを合わせると全然違う未来族があるかもしれない。二つを一緒にする、それはいいと思うんですけど、その時にもっと複合した部分が有り得ないのか、その未来像も合わせて考えるべきです。そしてまた、ここが先々に民営化になるとするならば、逆に今のうちからここを統合して、ここに土地を用意しましたと、是非民間の方々、ここにご自分のやりたい保育園を作りませんか、その点に関しては私どもは、飯塚市はこれだけの建築補助金をご用意いたしますと、市が作って受けたいところの意に沿わない施設ではなくて、受けたいところが、こんなのをやりたいという部分を、その図面を自分がそこでやっていただけませんか、そして颯田の住民の方々とお話をしながら保育ニーズがこうやってきくと出来ると、そして颯田の方々がいろんな園がプレゼンテーションをしたのを見ながら、これだったらいいよねというお話が出来るのだと思います。そういった部分をやるべきだと思います。そういった点については、検討がなされたのかどうかお聞かせください。また、建築をするにしてみても、PFI等の手法が検討されたかどうかお聞かせください。

○ 児童社会福祉部長

颯田第1、第2保育所の統廃合新築移転の件ですが、これの一番の理由は答申書の中にも書かれていますように颯田第1保育所の地盤の状況の問題が非常に大きいございます。昨年専門部会の委員も方も現地を見ていただきました。今年の検討委員会の委員がごらんになっています。現在撤去いたしました但国旗掲揚台が斜めになっています。このポールが倒れて子どもに当たったらどうするのかと、で、今年3本とも撤去しています。今のご覧になれば分かると思いますがレンガブロックがずっとありますが50から1メートル近く落ち込んでいます。建築課のほうにも昨年地盤の改造工事、それとひとつあるのは定員が少なくなっていますので第1第2ともに、颯田第1での統廃合の考え方、これは旧颯田町からあっています。合併前からずっとあっています。それがひとつ。もう一点は、颯田第2保育所の増改築の計画も考えてはおります。これにつきましては敷地面積の関係で現場の所長、保育士、保護者の方にも意見を聞く中では面積的に狭いと、そういったことで安全性の問題から先ず早急に新築移転すべきだという答申を最大限尊重した中での対応をさせていただいています。PFIの検討については一切いたしておりません。幼保小中一元化ということですが非常に安全性の問題がありますので、早急に対応しなければならぬということで再来年の21年の4月の新築移転ということで条例改正議案を提案させていただいているところです。

○ 江口委員

そういった危険性があるというのは前々から分かっていたことで、では今の子どもたちに対して仮園舎をどこかに用意してまずここについては早めに対応しよう、その幼保連携を含めて検討しようという形をやりながらしないと、結果としてあとでその部分が財政負担としてのっかかる。ここの中でも書いてありますけど2億数千万かかるという話がありますね、財政難の中でやるわけですよ、慎重にやらないと、思うわけです急いではことを仕損じると言いますし、そういった部分も併せて、そして先ほどの私立の保育所連盟か何か要望書が出ているという話も聞きますのでそういった部分も含めて現場のご意見も聞かせていただきながら私はきちんと参考人招致などをしながらすべきだと思っています。委員長において継続審議としていただきたい。その取り計らいをよろしくお願いしたいと思っています。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:27

再開 16:45

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

2点ほどですがまとめてお聞きします。ひとつは颯田保育所のことですが利用者の皆さん方が現在の保育所と第1第2からの距離感といいますか、これを不便と言うふうに感じておられないかどうかと言う点が一点と、交通量の問題ですが新しく建てる予定のところはかなり交通量の多いところだとお聞きしています。したがってそういう交通安全の面からの配慮と言いますか、こういうものを十分していただかねばなりませんのでその辺りの考え方と同時に颯田には幼稚園バスが走っていますのでそれと連動して保育園の送迎バスの可能性は無いのかどうか是非検討もしていただきたいと言うふうに思います。もう一点は新しい颯田の統合して建てる保育所、これは定数を合わせて45定数を減らして120という見込みで新しい保育所が建設されるというふうに思います。もしこれが定数が増えると言う状況になったら、子どもさんも増えているようですから、もしこの120人の定数でつくってオーバーするというようなことが将来心配ないのかなという点であります。最後は新しく颯田の保育所が建設された場合、こういう新しい保育所、颯田もそうですが赤坂も新品じゃないでしょうか、さらには今1園しかない筑穂の保育園は1園だと思うんですが、そういうところも民営化していくのかどうか。特に1園ということになると強調されていた公の責任ということが果たせるのかどうかということがありますので。数が多いですがそういう質問です。

○ 児童社会福祉部長

大きく5点ほど質問いただいています。新しく建設する保育所の場所と特に第2保育所との距離感ということですが概算ですが1キロまでは離れていません。建設予定地に県道が走っています、颯田中学校からサンシャインかいた、200号バイパスに抜ける道でございます。敷地面積3200平米程度の面積がありますので、送り迎えや何かは道路ではなく園庭の中での送迎等と交通安全対策は十分今後詰めていきたいと、対応はさせていただきます。通園バスの関係がですね、幼稚園の場合はバスの利用をされますが、保育所の場合はどうしても保護者の方が仕事で保育が出来ないから保育所に預けられるということで、マイカーでの送迎が大部分でありますのでそのところは保護者のご理解は得られると思っています。定数の関係で現在第1が120、第2が45の定数で新しく120の計画をいたしています。この120の定数でいっていますが建物の面積等から勘案した中で約150は十分受け入れ可能な面積は確保しています。それと将来の民営化の問題ですが、答申書の中には具体的には記載はしていませんが、6ページの地域の子育て支援の拠点としての機能と、今後の公立保育所の役割ということで掲げております。地域の子育て支援としての拠点としての保育所は当然公立になっていきま

すよと、ここで言っていますのは子育て支援センター、在宅のお子さんの保育の相談とか指導の対応する部分ですが、赤坂も、今度の颯田の保育所につきましても子育て支援センターを併設するように考えています。

○ 委員長

「議案第134号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」について継続審査とすることについておはかりいたします。「議案第134号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」については継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第135号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

提案理由の補足説明をいたします。今回の条例改正は、子育て支援の一環として乳幼児医療費支給制度における自己負担の軽減を図るもので、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例及び関係の2つの条例の一部を改正するものでございます。現在、福岡県公費医療制度により被保険者の負担分を助成しております。この制度での対象者は、入院については就学前までの乳幼児を対象に、また外来診療においては3歳未満を対象に助成を行っておりますが、本市では、独自に対象者を18年度は4歳未満、19年度は5歳未満までを対象に助成を行っておりますが、今回20年度から対象者を就学前までに拡大するものでございます。新旧対照表で説明をいたします。16ページをお願いします。アンダーラインをひいている部分が改正部分で、右が改正前・左が改正後でございます。まず飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例でございますが、第3条、第1項中アンダーラインを引いている部分を削除するものです。これは、年齢を限定する記述をいたしておりますので、この部分を削除し対象者を就学前までにするものでございます。尚、年齢等の規定は第2条において、乳幼児とはを、規定いたしておりますが、そこで就学前といたしております以下同じく飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例、第4条、第1項中「5歳に達する日の属する月の末日」とあるものを「6歳に達する日以後の最初の3月31日」と改正するものでございます。次の飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例におきましても、第3条、第1項中「5歳に達する日の属する月の末日（以下「4歳末日」という。）までのものにあつては」とあるものを「6歳に達する日以後の最初の3月31日（以下「幼児期」という。）までのものにあつては」と、次の「4歳末日」を「幼児期」と改正するものでございます。尚、附則におきまして、この条例は平成20年4月1日から施行し、同日以降の医療費から適用するといたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第135号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第136号 飯塚市颯田高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第136号 飯塚市颯田高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例について補足説

明をいたします。議案書18ページをお願いいたします。飯塚市颯田高齢者福祉センターにつきましては、高齢者の健康と生きがいを目的に、平成2年、飯塚市勢田において開設し、現在は指定管理者である社協が運営いたしております。利用に係る料金につきましては、現状では市の収入となっておりますが、平成20年度から利用料金制を導入し指定管理者の収入とするものです。また、同センターにおきましては、来館者の休憩室はなく、事実上大広間と娯楽室が休憩室となっております。大広間と娯楽室の専用の利用を認めた場合、他の来館者の居場所はロビーのみとなるため、専用の利用を廃止しようとするものです。なお、近年専用の利用を認めた事例はありません。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第136号 飯塚市颯田高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第137号 飯塚市颯田老人憩いの家条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第137号 飯塚市颯田老人憩いの家条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書23ページをお願いいたします。飯塚市颯田老人憩いの家につきましては、高齢者の教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供することを目的に、昭和46年、飯塚市勢田において開設し、現在は指定管理者である社協が運営いたしております。利用に係る料金につきましては、現状では市の収入となっておりますが、平成20年度から利用料金制を導入し指定管理者の収入とするものです。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第137号 飯塚市颯田老人憩いの家条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第139号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

議案第139号、飯塚市病院事業の設置等に関する条例について、補足説明をいたします。29ページをお願いいたします。平成20年4月1日に飯塚市立颯田病院を民間に譲渡し、同日から飯塚市立病院で病院事業を行うにあたり、必要な事項を条例で定めております。次のページをお願いいたします。平成20年4月1日から、新たに飯塚市立病院を開設することに伴い、飯塚市病院事業の設置等に関する条例の全部を改正するものであります。指定管理者による管理運営を行う上で、診療報酬及び手数料を利用料金制とすることから、新たに、第9条、第12条から

第14条を定めております。始めに、第9条の指定管理者による管理としまして、第2項4号で病院に係る利用料及び手数料の徴収に関すること。を定めております。第12条の利用料金及び手数料は、現在、筑豊労災病院が定めております料金を指定管理者と協議いたしまして、定めております。病院の利用に係る利用料金として、第1号で健康保険法、老人保健法の診療報酬の算定により算定した額などを定め、第3項の手数料につきましては、別表第2に定めております。なお、この手数料は筑豊労災病院の現行の手数料を指定管理者が引き継ぐことになっております。第13条では、利用料金、手数料は指定管理者の収入として収受させる。としております。次のページをお願いいたします。第15条では、病院の管理運営に関する重要事項を協議し、健全なる病院運営に資するため、飯塚市立病院管理運営協議会を置く。としております。附則で、施行期日を平成20年4月1日からとし、そのほか市立穎田病院の廃止に伴いまして、関連する条例の廃止、経過措置などを定めております。次のページでは、別表第1で診療報酬以外の利用料金、別表第2で手数料を定めております。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

条例の関係で見てですね、第3条に関することからお聞きします。第3条は経営の基本ということ。病院経営の基本ということになるとスタッフの問題になってくるんじゃないかというふうに思います。診療科目12科、この医師の確保の状況についてお伺いしたいと思ます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

医師の確保状況につきましては現在協会の方で努力されていますが、内科7名、外科4名、眼科1名、放射線科2名の計14名、それに個人的な折衝があつて小児科1名、内科2名あわせて17名の確保となっています。

○ 楡井委員

今言われたのは内科、外科、眼科、放射線科、12のうち4つですね、あと内科が2名と小児科が1名という、これはよく分かりませんでした、いずれにしても17名ですかね。しかし診療科目にすれば後のほうの人たちを加えても5つの科、あと7つの科は決まっていないという状況です。この状況であと3ヶ月でスタートしなきゃならんという状況ですが、12科そろってというお約束の通り実行できますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

20年4月の病院開設には必ず12科に関わる医師の確保をしてきたいと考えています。

○ 楡井委員

この現在決まっている人たちの中で、じん肺の患者さんたちをきちんと担当できる医者は確保できてるんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

じん肺患者の入院外来の方につきましては現在内科の医師がおられますが、その方でもじん肺患者の対応は出来るということを報告いただいています。しかし、以前専門の医師がおられまして、現在非常勤で週に1回おみえになっています。これは来年の4月1日におきましてはその非常勤であります医師に引き続いて市立病院に来ていただくようお願いをしまいたいと思っています。

○ 楡井委員

今の答弁でははっきり未だじん肺の患者さんをきちんとケアする体制がまだ確立されていない。今いろんな方法でやられてはおるんでしょうけど、そういう意味ではこの面での国の責任と言うのがまだはっきりしていないんじゃないか、国の責任を果たしていないんじゃないかと

いうふうに考えられるわけですね。国と言えば国でしょうけど、当面運営しているのは労働機構になるのでしょうか。そういう意味で現在働いているお医者さんがそのまま引き続き協会の医師になるのでしょうか、そういう形で残られる人はおられますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど申しました、14名、これは現在労災病院に勤務されている医師でございます。現在おられる22名のうち14名がそのまま振興協会の方に移行されることになっています。

○ 楡井委員

そうすると、現在飯塚市が掌握している人たちは、地域医療振興協会からの派遣でない人たちばかりと言うことになりますね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど14名の医師の中に4名が自治医科大学出身の卒業生の方がおられる。

○ 楡井委員

そうすると既に筑豊労災病院という時代、現在もそうでしょうけども、その時代から地域医療振興協会の所属の医師が働いていたとこういうことになるんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

協会の職員ではありません。先ほど申しましたように自治医科大学の卒業生の方が労災病院に勤められていたということでございます。

○ 楡井委員

そうすると地域医療振興協会からの所属のお医者さんはいないということになりますね、現在は。そういう状況の中で、あと3ヶ月という状況のなかで医者が決まらない。責任をもって派遣するといっていた協会の仕事ぶりの遅さと言うのが見えてくるんじゃないかというふうに思うんですよね。特に労災病院の2つの目玉ということで言われていた内科と整形外科がね、この整形外科が未だ決まっていないという状況なんですよ。この見通しはどうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在、毎日病院の本部長と未だ決まっていない診療科について努力されて確保にあたってあります。病院長、副院長合わせてですね、九大、久留米大、産業医科大のほうにもお願いしていますので、4月1日の開設には医師の確保は十分出来ると考えています。

○ 楡井委員

今まで聞いてきた答弁では、地域医療振興協会が責任をもって配置すると言うふうに約束してきたじゃないですか。これがいうならきちんとやられていないということになるわけですよ。そういう状況の中で来年4月1日スタートと言うことで間に合いますかね。

○ 企画調整部長

来年4月から飯塚市立病院として労災病院のあとを受けまして開設していくわけでありまして、この市立病院の開設に当たりましての診療科目は12であります。それで今県内の大学病院を中心としまして医師の確保に地域医療振興協会のほうが一生懸命努力されています。それと併せまして全国の自治医科大学の卒業生の大きなネットワークを通じましても医師の確保に努力されています。質問者もご存知のように全国的に意思不足がありまして、なおかつ地域医療の医師の確保と言うのが大きな課題になっています。それでこの医師の確保に当たりましては課長が答弁しましたが、大方の、医師の確保の目途はついたという報告を地域医療振興協会の本部のほうから私直接報告を受けています。そういうことからしまして議員ご心配の部分の整形外科とかじん肺患者のあとを受けます内科を中心とした呼吸器科、ここら当たりも大体大まかな目途はついたという報告をいただいています。

○ 楡井委員

それは信用ならんとかいっても水掛け論ですからそういうことは言えないと思いますが、是非ですね早急にね。決まったら是非決まったことを市民のみなさん患者のみなさんが心配して

いると思うんです、そういうのは市報なりなんなりで報道していただくようお願いしたいと思います。

それでそのひとつの原因に大村市立病院もこの振興協会が指定管理者で受けたという情報をお知らせしてはいたしましたが、こちらの方との関連はこの医師の決まり方の遅さについての関連は無いですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

大村市立病院では直営から指定管理者の方に来年の4月に向けて準備を進められていますが、医者につきましてはそういった採用というのはありません。看護師等の採用はありますが医者の採用はありませんので、地域医療振興協会も何もこれに関しては参加していません。

○ 楡井委員

確認しますが、地域医療振興協会は大村市立病院のほうには医師を派遣していないというふうに思っていますね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど申しましたように大村市の方の医師の派遣については長崎大学のほうからの派遣がありますので協会からの派遣はありません。

○ 楡井委員

それでは医者以外のスタッフのことについてききます。飯塚市立病院で医者以外の職員の一般公募が行われました。その状況についてお聞きします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院から市立病院になる中で、現在の看護師、それに医療技術者、事務職の方の移行される方以外の不足分の募集を協会のほうでされています。結果としては看護師27名に対して110名の応募、医療技術職におきましては22名の採用に対しまして174名の応募があります、事務職につきましては23名の採用に対しまして671名、合計で採用72名に対して955名の応募があります。

○ 楡井委員

約50名程度の募集に対して看護師さんから薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、いくつかありますけど約50名に対して955名も沢山の申し込みがあったということなんですね。その中には40歳以上の方たちが男女合わせて265人もおられるんですね、これはなかなか大変な数字だと思うんですね。そしてたぶんこの人たちは採用されない年代ではないかと予測もされるわけです。こういう状況をみて、皆さん方がどのようなことをこの数字の中から考えられるのかなというふうなことも疑問に思ったんですけど、お考えがあればお聞かせいただきたい。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かに今回予想外の応募があり驚いているところですが、この募集に当たりましては幹部候補ということでも募集をかけています。ですから若い方だけじゃなくてキャリアのある方、資格を持ってある方にも応募をいただいたという経緯がありますので、確かに40代以上の方で264名と多くなっています。しかしそういった方々がこんなに多くなったという背景には無職の方とか転職を希望される方もおられます。また資格を持ってなかなか病院関係の仕事に就けないという方もおられましたので再就職といいますかそういう方もおられます。状況としてはそういう中の応募だと把握しています。

○ 楡井委員

私はですね、このように思うんですよ。飯塚市立病院ということから飯塚市の職員への道が望めるんじゃないかと、こういう期待感があったのことはないかと思えます、ひとつはですね。それからもうひとつは筑豊労災病院が国の医療機関として果たしてきた約40年にわたる

役割ですね、そういう40年にわたる病院とそのスタッフが築いてきた筑豊労災病院への信頼ということがこの募集の数字になって表れてきたのではないかと思います。そういう側面からしてもやはり国の責任というのは大きいものがあるんじゃないかと思うんです、これはいい意味でのですね。そういうふうに私はこの955人の応募について本当にびっくりしましたし、今の筑豊地区における雇用情勢といいますか、そういうことの反映でもあるというふうに思うんです。特に若干名という形で募集された事務職、これに550人近い人が応募している、955人の半数以上ですよ、これだけこの種の働き場所が非常に狭いということの反映じゃないかと思います

それで、この医療本体以外の業務が2次下請けとなるというようなことで話が進められていると思います。ボイラー、営繕、洗濯、事務、売店、食堂、清掃、守衛、厨房こうところが2次委託の対象ではないかというふうに思いますけど、これらの職場で働いている人たちの今後はどうなるのかという点についてはどうでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在労災病院の方で委託を行っている業務が今言われた中で、営繕、洗濯、事務の一部、清掃、守衛が委託で行われています。それ以外のボイラー、厨房につきましては前も申しましたとおり協会側の経営方針といたしましては委託という考えでおられます。それで市としまして先ほど申しました委託業務につきましては出来るだけそのままの状態を引き継いでいただくようお願いはしています。またボイラー、厨房に関します職員に関しましても、委託先はまだ決まっていますが、決まる際にはボイラーと厨房の方は雇用をしていただくように強く要望してまいりたいと思っています。

○ 楡井委員

今述べましたいろんな業種はほぼ、売店食堂は全く別のところが入ってるんじゃないかと思いますが、労災病院の維持業務の中でボイラーと厨房以外はほとんど委託に出されているという風な答弁ですね。それでボイラーと厨房がですね、これまでなぜ委託に出されないで労災病院の直轄で運営されてきたのか、このことについてはどう考えておられますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ボイラーも厨房も病院の運営に当たりまして医療等との重要な役割を示してきたことは十分認識しています。先ほど申しましたようにあくまでも安定した経営を図る中での協会側の方針を出していますので、この件についてはご理解いただきたいと思っています。

○ 楡井委員

厨房ないしはボイラー、今何人働いていますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在正職員といたしまして2名、再雇用ということで嘱託職員が1名で計3名おられます、厨房に関しましては正職員で4名、嘱託は7名の計11名となっています。

○ 楡井委員

私は労災病院がボイラーと厨房を直轄でやってきたということの裏にはね、ボイラーと厨房は医療本体だという位置づけをやってきたんじゃないかと思うんですよ。なぜかとなればボイラーは病院の心臓ですよ、もしここが駄目になったらあの250床はすべて駄目になる、そういう重要な役割を果たす、これはボイラーだけでなく自家発電の関係もありますからね。それから厨房そのものは治療の一環なんですよ、入院してる人のご飯というのは、そして250人いればかなりの部分でその病気に合ったものをつくらなきゃならん、学校の給食と違って同じものを全部というわけに行かないという状況でありますからね、労災病院はボイラーと厨房を直轄で抱えてきたと思うんですよ。そういう意味では地域医療振興協会もやはり医療本体という位置づけでこれを抱えていかないといけないんじゃないかというふうに思うんです。そういう立場で今後とも話をしていくという決意は示していただけませんか。

○ 企画調整部長

現在の筑豊労災病院におきましてはこのボイラー、厨房、これは直営で行っています。しかしながら飯塚市立病院として指定管理者である地域医療振興協会が運営していく上では、やはり経営の安定性ということも重要な点でございます。従いまして、このボイラー及び厨房につきましては2次委託ということで、労働者健康福祉機構のほうもご理解をいただいています。それと併せまして今働いていらっしゃる方につきましては2次委託業者の方に市からもお願いしてまいるということで臨んでいます。しかしながら今後市立病院として運営していく以上は患者さんのために安心安全な給食業務を配食するという点については間違いございませんのでどうかご理解をよろしくお願いします。

○ 楡井委員

安全安心という意味でいえば下請け外注よりも本体がやるというほうが安全安心じゃないかと思えます。

最後に一点だけ、条例案の15条に市立病院管理運営協議会というのがあります。これで規則決めるということでもありますから、規則は未だ出来ていないのかもしれませんが、この構成についての考え方を述べていただきたいと思えます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

案ですが、この管理運営協議会につきまして、構成メンバーとしては10名を考えております。先ず市の方からは市長、副市長それに企画調整部長の3名、地域医療振興協会の方から理事長、病院の管理者、病院長、事務部長の4名を考えています、そして飯塚医師会の方からも参加していただきたいと考えていますので、会長、副会長、地域医療担当の3名の計10名となっています。

○ 楡井委員

以前の説明では、これらの中に市民の代表のような人たちも加えるという風な答弁があっていたと思えますがいかがですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この規則の中にひとつ市民会議における意見提案をきくというふうに考えています。先ほど管理運営協議会の中ではなくて別に市民会議を設置いたしまして、まだ案ですが20名以内で公募された方をもって市民会議を運営していきたいと考えています。

○ 楡井委員

確認ですが、条文では運営協議会ということになりますけど、規則の中で市民会議というのを新たに構成するという事なんですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その通りです。

○ 楡井委員

そういう意味では管理運営協議会というのが最高の機関ということになるんじゃないかと思えますけど、ここに患者さんなり市民の代表を当初言われていたようにきちんと加えるべきじゃないかと思えます。そういう意味では規則の中にそういう部分を加えていただきますようお願いしたいと思うんですよね。検討していただいて機会をみて返答いただきたいと思えます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど私が申し上げたものは運営協議会におきましては市と協会と医師会という構成で行って行きたいと。その下に市民会議いわゆる20名から構成する中にそういった公募された方々で意見とか提案をするという別組織としてそういう方々に入っていただきたいと思っています。

○ 楡井委員

市民病院ですよ、実態は地域医療振興協会かも知れんけど、市民病院と名がつく以上やはり市民の代表が運営に直接関わることが必要なんではないですかね。これは再検討を是

非お願いしておきたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

市民会議の設置要綱の案といたしまして報告させていただきます。組織につきましては20名以内と先ほどお答えしています、その内容としては学識経験を有する者、医療関係者、公募による市民代表者、各種団体等の代表者、飯塚市立病院の入院および外来患者の代表者という方々を構成として考えています。

○ 江口委員

いまの点に関しましては私は楡井委員と同じ意見を持っています。先の条例審査等の中でもそういった話をさせていただきました、まだこれ自体は規則が決まったわけではありません規則が決まったわけではありません。そして他の事例等をみていると、今言われた中でそういう形じゃないよという所もございます。是非それも併せて検討したうえで市民病院にふさわしい組織を作っていたきたいということを要望しておきます。それと第10条ならびに11条についてお聞きいたします。以前条例改正があったときに病院の休診日ならびに受付時間について質問しました。この形では臨時に休診することが出来るということがありますが、11条についても同じように変更できるとあります。前に話をさせていただいたときにはあくまで前に進む話だよという形であったんですが、基本的に下がるための規定ではないと臨時に開けるためのものであって、下がることについては突発的な事故があったときに限るという返答だったと思うんですが、今回の条例改正においても同じ形と理解していいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この部分については前の一部改正条例にそのまま引き継いでいますので、当然考え方は同じです。

○ 江口委員

あと一点、先ほど楡井委員のほうから医師の確保の話があっていました。11月に病院経営コンサルタントのオサタカシさんの話を聞いたことがございます。医師の確保はどれも大変で非常に頭を悩ませているという話がありました。その中で地域医療振興協会も同じだよという話がありました。あと、私どもの飯塚の現状をお話しさせていただいたところ、知ってるよと、現状の中では上手く回ってる方だよねという話をいただきました、それについてはありがたい形だと思っていますその話の中で医師の確保ところである市は医師がいるという話を聞いたときに病院の院長なり事務長なりと一緒に市長が会いに行って是非うちに来てくれという話をされるというお話を聞いています。是非飯塚においてもまだまだ地域医療振興協会にお任せしたいながらもそれでもやはり4月1日に向けてきちんとした確保が必要ですので市長でも副市長でも是非そういった部分でもご努力をしていただきたいと思います。是非その点を要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

1点だけですが、やはり市民病院といいながら病院の管理運営が市民の方を向いていないというふうに質疑の中から感じます。やはり先ほど言った市立病院を管理運営していく最高機関であるところの運営協議会、ここにどうしても市民の代表を何らかの形で加えなければならぬんじゃないかというふうに強く思います。更に不安な面で言えば医師の確保状況が12診療科目のうち5しか決まっていない、それも内科には9人も確保できているというアンバランスがありますし、目玉の一つである整形外科さらには小児科ここに医師の確保ができていないと、先ほど部長は全部出来たと電話があったといわれていますが、それならそれで示されなければな

らかったのではないかというふうに思います。そういう意味でこの2点、1点は要望的なものになりますけど以上で反対討論にさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第139号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例」は原案の通り可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第140号 飯塚市養護老人ホーム条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第140号 飯塚市養護老人ホーム条例を廃止する条例について補足説明をいたします。議案書36ページをお願いいたします。養護老人ホーム愛生苑につきましては、昭和50年に飯塚広域市町村圏事務組合が設置し、飯塚市が運営の委託を受けて運営いたしておりましたが、平成19年4月から設置・運営とも飯塚市となっております。平成20年度からは、養護老人ホーム愛生苑の設置・運営とも社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会となるため、飯塚市養護老人ホーム条例を廃止するものです。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

養護老人ホームが麻生グループのほうに行く、そしてまた潁田病院が麻生グループの方に行く、その中で協定書を結んでというお話があったと思いますが、今に至るまで報告が無いような感じがするんですが、現状どのようになっているのか、十分前に転がっている、予定通りやっておられるという理解でよろしいのかどうか、併せて教えていただけますか。

○ 企画調整部長

この養護老人ホーム愛生苑の民間移譲につきましては、いわゆる移譲先である柏芳会との協議も順調に進んでいまして、この移譲に向けて今粛々と順調に進んでいる状況です。

○ 江口委員

ここ、潁田病院の中というか同じ敷地内に入ってくる形だったかと思います。そして療育という部分も併せてという話でしたよね。その部分もあわせて全部順調だという理解でいいですか。

○ 企画調整部長

基本方針があります、愛生苑については7年以内に潁田病院の敷地に建てること、潁田病院に新しく病院が3年以内に建設される場合にはいわゆる療育関連施設を併設することというような基本方針に則って順調に協議が進んでいるということでございます。

○ 江口委員

順調に協議が進んでるということで、是非そういった、よい報告を、協定が結ばれると言うのはもう少しまえたかと思いますが、まだ報告があっていませんが是非それも含めてご案内していただけることをお願いいたします。併せてですね、養護老人ホームそして療育関連施設につきましては基本的にやはり採算が取れるものではないと思っています。それについて今はすべて民間法人の方に負担をして欲しいという話しかと思うんですが、私は本当に必要な財政出動が見えてくるのであればそれはきちんと説明をした上でやっていただくべきだと思います。是非その点もご検討ください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

これは老人ホームを廃止するための条例なのですが、その元々の原因となったのはやはりこの老人ホームという市民の資産を民間に投げ渡してしまうというような内容の問題であるというふうに思います。そういう意味では市民の財産を次々に投げ捨てていってるという状況にはどうしても賛成しがたいものがあるということでこの条例については反対です。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第140号 飯塚市養護老人ホーム条例を廃止する条例」は原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 財産の取得について(鹿毛馬神籠石)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 文化課長

議案第142号 財産の取得について 補足説明いたします。国指定史跡「鹿毛馬神籠石」保存整備及び公園化事業用地として立木を含む次の土地を取得するものでございます。所在地は、飯塚市鹿毛馬字小堤(こづつみ)1463番1ほか17筆、地目は山林ほか、取得面積は、58、519平方メートル、取得価格は、1億2,777万7,298円、既取得土地の立木分198万2,900円、計1億2,976万198円、契約の相手方は、梅田利光ほか10名の方でございます。取得する土地の明細は、40頁のとおりでございます。金額には、立木分(取得費)も含んでおりますが、土地の買上げ単価は、山林1㎡当たり2,100円で、土地については不動産鑑定評価を参考に、立木については平成17年3月に完了した立木調査に基づいて定めております。一部高圧線の通っている土地は、九州電力線下地補償運用例による減価率を適用し単価を下げております。取得する立木の明細は、41頁のとおりでございます。この立木の取得は、森林簿をもとにした立木調査が平成17年3月に完了し、単価が確定したことから、平成14年度から平成17年度までの立木分について取得するものです。なお、本事業における杉・ひのき等の用材の単価は、平成16年度の福岡県の損失補償基準標準書をもとにして定めております。

あわせて、この鹿毛馬神籠石買上げ事業につきまして簡単にご説明をさせていただきます。鹿毛馬神籠石は、昭和20年2月に約34,302㎡が国の指定史跡に指定され、平成14年3月に追加指定を受け、総面積358,238㎡となっています。

本事業は、平成14年度から平成21年度まで8ヵ年計画の、国の認可を受けた補助事業で、本年が6ヵ年目にあたります。買上げ予定面積は、指定総面積358,238㎡の内、平成13年度以前にすでに旧潁田町の所有となっていた土地や国有地などを除いた、286,455㎡で、平成14年度から平成18年度までに114,942㎡の買上げが済み、本年度58,519㎡を買上げしようとするものでございます。本年度の買上げ事業費のうち、国庫補助金は事業費の80%で、約1億222万1千円、県費補助金は240万円の予定で、一般財源は2,513万9,198円(本年度事業費の約19パーセント)となる見込みでございます。

なお、今後の事業計画ですが、20年度から21年度までの2ヵ年で、残り112,994㎡を事業費約2億5221万4千円で買い上げる予定でございます。また、利活用につきましては、平成21年度に事業が完了する予定でありますのでこれまで旧潁田町で調査・研究され

てきた基本計画（H11.3 作成）や基本構想（H13.3 作成）を見直して、できるだけ早い時期に「鹿毛馬神籠石保存整備委員会」を立ち上げ、国の指定史跡である鹿毛馬神籠石の整備方針や利活用について新たな計画を検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

この土地の明細と立木の明細を見ると、必ずしも立木がこの土地の中に無いんじゃないかという感じがするんですね。地番をみたわけじゃないですけど、所有者を見ると土地の所有者の中には名前が全然無いんじゃないかと思うんですが。これはどういう立木なんですか。

○ 文化課長

今ご説明しましたけども、立木の分につきましては平成 14 年から平成 17 年度までに土地のみの取得が終わり、立木の部分が未契約となっていた部分でございます。これについては立木調査が完了した後に契約を行うというような話のもとで事業が進められておりまして、あわせてこの単価が出たのが 17 年の 3 月ということでありまして、今回提案させていただいています。ですから別のものとなっています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ ほかに質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 142 号 財産の取得について（鹿毛馬神籠石）」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 17：48

再開 18：49

委員会を再開いたします。

次第の順序が変わりますが、先に報告事項に入りたいと思います。

お諮りいたします。執行部から案件に記載のとおり 4 件について報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「国民健康保険運営協議会答申について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

お手元に答申書の資料を差し下げています。それに基づいて説明します。国民健康保険運営協議会につきましては、今回 5 月 30 日、10 月 17 日、11 月 1 日の 3 回にわたり協議会を開催していただきまして、答申書に記載してあります 2 ページ目をお願いいたします。中ほどに今回の答申の概要をまとめて書いていますが、税率改正についてはということで、今回の答申の主なものは税率改正に関わるもの、後期高齢、特定健診、保健指導こういった新しい医療制度の改革に関わるものです。今回の税率改正につきましては福岡県の後期高齢者医療高域連合へ国保保険者として支援金を拠出するために税率改正を行うものであると、今回の改正の基本的な考え方については、当面被保険者への負担を増やさないとし、現在の医療分の税率を、医療分と新規の支援分に分割し、現在の税率を維持するとしたものであるという基本的な考えに基づきまして、前のページの方に税率の答申を受けています。医療分として所得割 8.5%、資

産割 8.7%、均等割 19,300 円、平等割 21,200 円、それと支援分を新規に所得割 2%、資産割 6.3%、均等割 5,300 円、平等割 5,800 円と、介護分については変更ありません。この税率ならびに金額等をそれぞれ合計いたしますと現在賦課している現行の税率または均等割、平等割の額にあるわけでございます。なお、この部分につきましては 12 月議会に提案するというふうに前回から申し上げていましたけど、条例の文言等を整合します準則等がまだ示されておりません。また県下統一のほとんどの市町におきまして 3 月議会提案といったようなことで 3 月議会の方に提案先送りさせていただきたいということで答申書の中身について報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「後期高齢者医療制度について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

ただいまの資料の次のページに 2 枚つけています。後期高齢者医療制度につきましては、11 月 22 日に臨時会がございまして、(2) に書いていますように、議事の概要として承認 2 件と議案 3 件、その中で後期高齢者医療に関する条例以下に掲げていますが、これが主な議案議題でした。以下に条例の概要ということで書いていますので簡単に説明いたします。保険の給付ということで第 3 条には葬祭費を 3 万円を支給するということになっています。第 4 条の保健事業におきましては、これはいわゆる高度の特定健診に掛かる部分ですが、健康診査を行うと、それから 5 条から 11 条にかけまして保険料について規定しています。所得割率を 9.24%、均等割額を 50,935 円、賦課限度額を 50 万円これは 20 年 21 年度の保険料ということで賦課の税率なり金額が決まっています。16 条では保険料の減額、それから次のページお願いします。18 条から 19 条に保険料の徴収猶予、減免について規定されています。21 条には市町村が徴収する旨の納付に関する規定、最後に保険料の特例として附則の方で、ご存知かと思いますが経過措置として 2 年間、いわゆる被扶養者保険の被扶養者に関わるものが当初の 6 ヶ月間は無料ですよ、あとの 6 ヶ月間は 9 割軽減いたしますと、以降 1 年間は 5 割軽減ですという、いわゆる政府与党合意に基づきます経過措置に関わるものを附則として掲げています。なお、次回議会は 2 月上旬というふうに決まっています。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「平成 18 年度会計検査において指摘を受けた被保護者の不正就労について」の報告を求めます。

○ 保護 1 課長

平成 18 年度会計検査において口頭指摘を受けました被保護者の不正就労及び国庫負担金の返還についてご報告いたします。平成 18 年 4 月 19 日に実施された会計検査院の検査において口頭指摘を受けておりました被保護者の不正就労につきまして、その検査結果の公表が平成 19 年 11 月 9 日にあり、同日付けで県を通じ、不当に支出した 3,517,975 円のうち国庫負担金 2,638,481 円を平成 20 年 3 月末までに国へ返還するよう通知があったところでございます。当該被保護者は傷病のため就労ができないため平成 13 年 11 月から生活保護を開始し、以後、収入無しとの申告がなされておりましたが、平成 15 年 4 月から平成 18 年 4 月までの 3 年間、就労収入があったにもかかわらず、虚偽の申告を続けていたものであります。当該被保護者は病気のため通院しておりまして、平成 14 年から 17 年までの毎年の病状調査では、主治医からも就労不可の診断結果が出ており、発見が遅れたものであります。この発覚につきましては、

家庭訪問をするなかで、不在が目立ってきましたことから、念のため平成18年2月20日に税務調査をしたところ平成15年及び16年不正就労が判明いたしました。その後、平成17年及び18年の不正就労の調査を実施していた平成18年4月19日に会計検査が実施され口頭指摘を受けたわけであります。18年8月に会計検査院への調査事項の報告を行いました。その後会計検査院からの指示等もなく、平成19年11月9日に会計検査院の検査の結果公表と同時に県を通じ、国庫負担金返還の通知があったものであります。公表の内容は、「被保護者世帯から事実と相違した届出がなされ、不正就労により国庫負担金が過大に交付されて不当と認められる。」というものであります。当該被保護者につきましては、就労収入が保護基準を上回っておりますので、平成18年5月1日付で保護を廃止いたしております。また、平成18年8月31日に不正就労による保護費用返還の通知を行い、本人も分割で返還して行くことを約束し、分割返還の申請書の提出を受けておりましたが、収入が少なく、病気でもあることを理由に返還は履行されておられません。しかしながら、今後とも分割返還の指導を続けてまいります。今後このような事がないよう、保護課職員一同、不正就労防止に努めてまいりますとともに、国への返還金が生じた事につきましては、誠に申し訳なく深くお詫びする次第です。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 保護2課長

公用車の交通事故について報告します。去る9月20日木曜日ですが、午後2時50分ころ保護2課職員が調査訪問中、弁分のコンビニエンスストア一前のT字路を県道から市道小正弁文線へ右折したところ、同小正弁分線から一時停止線を越えて進入してきた車両と衝突し双方の車両が損傷ものです。双方とも人員に怪我はなく、車両の損傷の程度は、公用車は右リアドアパネル及び右リアバンパーで相手側は右フロントバンパーの修理が必要です。事故の原因は相手方車両が一時停止線を越えて進入してきたことが主な原因ですが、この事故にかかる損害賠償につきましては現在相手方と協議中であります。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。なお、今後事故を起こさないよう当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするよう指導いたします。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の委員会審査はこの程度に留め、明日12月14日午後1時から委員会を開催したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって12月14日午後1時から委員会を開催いたします。本日はこれにて散会いたします。